

# 第1回智頭町議会定例会会議録

令和3年3月9日開議

## 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

## 1. 会議に出席した議員（12名）

1番 谷口翔馬	2番 波多恵理子
3番 安道泰治	4番 國本誠一
5番 河村仁志	6番 大藤克紀
7番 岩本富美男	8番 谷口雅人
9番 岸本眞一郎	10番 酒本敏興
11番 中野ゆかり	12番 大河原昭洋

## 1. 会議に欠席した議員（0名）

## 1. 会議に出席した説明員（15名）

町長	金 兒 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	矢 部 整
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進

地籍調査課長	原田誠之
福祉課長	小谷いづ美
会計課長	矢部久美子
税務住民課参事兼水道課長	藤森啓次
総務課参事	米本勝彦
病院事務部長	福安教男

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事務局長	柴田睦子
書記	金谷百恵
書記	寺谷圭祐

開会 午前 9時00分

開会 あいさつ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、河村仁志議員、  
6番、大藤克紀議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（大河原昭洋） 日程第2、一般質問を行います。  
質問者は、お手元に配付しているとおりです。  
なお、一般質問は、会議規則第61条第4項の規定により、一問一答方式によ

り行い、質問、答弁を合わせて40分以内とします。

それでは、受付順に、これより順次行います。

初めに、河村仁志議員の質問を許します。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 皆様、おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って質問を行いたいと思います。

さて、明後日ですが3月11日、東日本大震災が起きてから10年目の節目となります。この場を借りまして哀悼の意を表したいと思います。

さて、金兒町政がスタートし、就任から初の新年度当初予算編成です。昨日の提案理由の説明にもありましたが、町長がいつもお話しされています「安全で安心な活力あるまち」、安全安心で活力があり、豊かで幸せな暮らしが実現できる、住んでよかったと思えるまちづくりを進めていかれると述べられました。また、第2期総合戦略の中に、暮らしを作る主体である人や地域を大切にし、住民自治を推進と挙げ、第7次総合戦略での将来像として「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」、ここを基本にされています。このことをもとに、金兒町長はリーダーシップを発揮されていかれるものと確信しています。私も微力ながらできる協力は行っていきたいと考えています。

さて、今回は新年度に向けての重要施策3点についての質問です。まず1問目ですが、智頭町地域公共交通について金兒町長のお考えを伺います。智頭町地域公共交通計画の作成に当たって、平成19年から町民バス、すぎっ子バスが導入されて住民の交通手段となっています。特に交通弱者にとって、すぎっ子バスは重要な交通手段となっていますが、少子高齢化の進行や本町の社会情勢の変化に伴い、公共交通やタクシー助成、シルバー人材の有償移送サービスなどで様々な課題や問題が表れていると感じています。

平成29年9月議会で、私が福祉施策の一般質問において、安心して住み続けられる地域づくりと題して、移動販売の買物支援や森のミニデイ、新ひまわりシステムなど様々な生活支援の必要性について、当時の町長に考えをお聞きしました。前町長の答弁では、公共交通のみでなく日常生活圏域ニーズ調査分析を行い、生活支援の取組がさらに広がるように、また、当時各地区で開催の福祉懇談会での各意見を、すぎっ子バスの無償化や無通行地区の代替え案を検討していると述べられました。

質問を行った平成29年から約3年経過しましたが、告知端末の更新に合わせて昨年から今年にかけて行われる実証実験、智頭町地域公共交通の実証実験をもとに、今後、地域の実情に合わせた公共交通計画について、どのような施策を講じていかれるのか、町長にお尋ねします。

以下は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 河村議員の質問にお答えします。

地域の実情に合わせた公共交通計画の施策についてのご質問であります。令和元年に、町の実情に合わせて策定した智頭町公共交通計画では、公共交通の現状や地域の実情を踏まえ、「すべての人に寄り添える交通体系の構築」を目指す姿としました。

この実現のために、今年度は次世代告知端末にデマンド型予約システムのアプリケーションを搭載し、動作確認を行い、かつ利便性の向上につながるかどうかの実証実験を行いました。結果についてですが、動作における問題はありませんでしたけども、運行管理方法など新たな課題が見えてきたところでもあります。

その運行の実現に向けては、運行体制の構築が必要でありまして、既に公共交通空白地の有償運送、それから福祉有償運送を実施しているシルバー人材センターと協議を進めているところであります。シルバー人材センターからは、利用者の利便性を高め、智頭町らしい交通体系の構築のために協力していただけるという確認を取っているところであります。

さらに、運転手確保のために地区振興協議会との連携強化も必要であるというふうに考えておりまして、現在意見交換会を行っております。そして、運転手確保に向けて、声かけや人材発掘に向けて連携を図っていききたいというふうに考えているところであります。

令和3年度は、運行体系を構築し、予約システムによる実際の運行を想定しながら実証実験を計画しているところであります。この実証実験を経て、令和4年度中には本格的に運行をスタートして、智頭町らしい持続可能な住民に寄り添った運行を目指していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 答弁を承りました。やはり智頭町に合わせた細かい運送計画というものが不可欠だと思います。支線が多くて今のところでいきますと、大き

な基幹道路、バス停に出ていくまでに非常に乗れないというか、出るのも困難なというような地区が多々ありますので、ご検討もひとつ入れていただきたいと思います。

また、スクールバスの件を同じく前回の一般質問でさせていただきました。教育長には、スクールバスの導入計画はないかを質問しましたが、当時の答弁ではスクールバス化の検討には自動車通学の中学生の在り方や車両の購入、一般乗客運送の問題など、すぎっ子バスの更新時に検討していくと答弁を受けました。すぎっ子バスの更新時に検討していくという答弁でしたけども、以前からですが、すぎっ子バスの昼間の時間帯や学生が利用しない後の夜間便の運行は、空気を運んでいるように見受けられます。私どもも本来は公共交通を利用すべきですが、まだできていないというところは大きく反省しております。このことは、町民の多くの方が感じていることと感じます。

すぎっ子バスの存在は、令和2年1月14日から1月24日に行われました各地区での、公共交通の住民説明会各会場から必要性が大きく発言されております。そのことをもとに、公共交通システムの実証実験を今年度と来年度行われて検証していく、シルバー人材さんや地区振興協議会さんと協議を重ねていくという答弁が先ほどございましたが、そのような中において、現在のタクシー運営企業が時期ははっきりしませんが撤退されるというふうなうわさも出ております。ドアツードアなどのきめ細やかな支援体制も当然必要となり、複数の運営体の連携も取り入れたシステムが必要と考えます。

私も、独自に買物代行業の実証実験を今年度行おうと思っておりますが、制度上研究が必要ですが、可能なら買物代行で伺う地区や当事者の移送を行い、病院やほのぼの等の公共施設に送迎ができないか、複合的にできないものかというものを今後も考えていくように個人的には思っております。

住民主体の地域づくりの観点から、平成29年10月21日ほのぼのフェスタ智頭の福祉を考えるフォーラムの講師で、当時は鳥取大学地域学部特任教授の服部真治氏が講師で、山口県防府市向島地区の「幸せます健康クラブ」という取組事例を聞く機会がありました。地域と通所連絡協議会、商業施設、福祉法人が連携しての巡回システムでした。みんなで支え合う智頭らしい福祉の実現を目指して、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくためには、智頭の地域特性に合わせた公共交通の在り方が必要であるというふうに思いますし、必須で

あると思います。この思いは金兒町長も同様だと思っております。

このような事例も取り入れた公共交通システムを構築、この辺に関して町長はどのようにお考えか、思いを聞かせていただけたらと思います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほどお答えしました。今年度と来年度で新たなシステムを構築しようということで実証実験をしております。その結果、どれがまちにいいのか、ベストとまでは言わないですけども、ベターな方法は何なのかというのがいずれ近いうちに出てくるのではないかと思います。

そういった中で、先ほど議員言われましたようなスクールバス等も含めて、新たな交通体系のもとで、じゃあスクールバスをどうするのか。それから、先ほど言われました買物難民と言われるような方々の対応、それから、各谷々にもう少し出てこないとなかなか利用できないというような、その地形に合ったようないろんな方々、そういった方々に対応する全て、方法は見つかつてくるのではないかと思います。

ですので、先ほど申しましたように新たな運行体系というものがあ程度確立できたということになれば、そこに補完をできるような新たな施策というものが見えてくるのではないかというふうに思います。ですので、今、ここに考えているシステムができていけば、そこがどこが足りないか、ここが足りないかというものがはっきり見えてくれば、それを補完できる、そういったことをやっていきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 先ほど申し上げました向島地区というのは、要するに病院があつたり、いろんな商業施設をくるくる回って送っていくような、そういった巡回システムを取り入れているようですので、そういったことで智頭病院とか駅前辺とかを集客して、その方々をまた地区に送り届けるというようなことも必要なかなというふうに思うところであります。

これからは、少しずつ高齢者の方が免許証を返納されたりしていただきますので、だんだん利用される方が増えてくる。交通難民といいますか、困難者といいますか、当然買物支援も必要となってきますので、そういったことも踏まえた施策というか、システムづくりが必要なかなというふうに思いますので、ご検討いただけたらと思います。

また、このたび各集落での意見交換会での困りごとを、集落を回ったときにお聞きしました。その1つですけども、車いすが搭載できる車を所持していた女性の方が車が古くなり、通常の軽自動車に買換えられた後にご主人の容体が悪くなり、車いす搭載対応タクシーで智頭病院まで出られたのはいいんですが、夕方ぎりぎりだったみたいで診療が終わった後、終了後に自宅のほうに帰宅するに当たり、タクシーを手配しようと思ったんですが、もうタクシーの運行時間が終了してしまって、自宅に帰る便の手だてがなくなり、その結果その日は無理やりお願いして智頭病院に泊めてもらったそうです。

このようなことで、先ほども申しましたがタクシーを運行する運営企業が撤退というような話も出ていますし、先ほどの事例のように同じようなことで、出たまではいいけど帰るときが困る。例えば、救急車に随行して市内に出たけど、帰る便がないというようなこともあったりして、非常に夕方からの公共交通、皆さんが足の便利の部分で、非常にお困りを受けておるようなことをお聞きします。先ほども町長の答弁でありましたが、共助交通を考えていく中でこの辺のひとつ課題として地区振興協議会の有償ボランティア、運転手の確保の1つとして、夜間対応の運営システムを捉えておくべきかと感じます。

また、先ほどこれも申しましたが、旧河原町のほうでは支線は大体、役場の公用車もありますが8人から10人ぐらいのバスを輸送して、旧53号線の基幹線のバス停まで皆さんを乗せて出る。それから、直通便が市内に駅に向かうまでに市立病院を経由して送迎を行ったり、最近では河原のエスマートですか、ショッピングセンターから直通便で西郷谷だったり、神庭のほうだったり、小倉のほうだったり直通で、8人から10人のバスで皆さんを送り届けて、買物と輸送を兼ねているということを先ほど申しましたが、河原の辺でもやっておられます。

こういった地域住民が運営する、デマンド輸送を中心とした今後の公共交通の在り方というようなことが、町長もおっしゃっておられたまちづくりを重要な要素として次の質問に入る前に、こういうところの対策は今、町長にお話をさせてもらった部分で、もしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） そういった、いろんな多種多様な先進地の事例等も参考にしながら、まちの将来像というものを描いていきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） はい、ご検討してください。

さて、2問目の質問ですが1問目と関連する次の質問です。人口減少地域の労働者派遣事業の特定地域づくり事業協同組合制度についての質問です。この制度は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域、または過疎地域と同程度の人口減少地域が対象の事業です。季節ごとの労働条件等に応じて、複数の事業者の事業に従事できる制度です。一次産業の繁忙期には一次産業に従事し、閑散期には二次産業や三次産業に従事して、年間を通してくまなく働くことができ、従業員も助かり、事業者も人出不足解消になる取組で、私もこの制度を智頭町が導入する以前から聞き及んだ際、今後の智頭町にもマッチングする仕組みとなるような感じがしました。

今後のまちづくりの重要な要素として捉え、農林業や商工業、サービス業での体制づくり、やりようで各相乗効果での広がり、まちづくりが人口減少していく中で、新年度の新事業の1つでもとても重要な事業と考える中で仕組みづくり、関係関与の後押しなど、地域課題となるであろう特定地域づくり事業協同組合の他事業、農林業・商工業をはじめ、各事業体連携は今後どのような地域特性を生かした取組を行うのか。特定地域づくり事業協同組合の今後の取組を、どのように生かしていかれるのか、町長にお尋ねします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 特定地域づくり事業協同組合についてのご質問でありますけども、人口減少が大体ずっと智頭町は続いております。そういった中で、様々な分野で人材不足という課題があります。この課題は本町に限らず全国的なものだということを感じているところでもありますけども、特に人口急減地域、うちのまちみたいなパターンだと思いますけども、その対策が必要であるということから、国が特定地域づくり協同組合の設立と、そして運営について法制化したということからスタートしているものであります。

本町においても、この課題解決に当たって特定地域づくり協同組合を立ち上げ、一定の給与水準を確保しながら、安定した雇用の確保を目指しまして、事業継承や先ほど議員言われました農林業・商工業、こういった地場産業の活性化を図りながら、そして、その労働力としての移住者の確保につなげていきたいというふうな思いを持っているところであります。

本事業で協同組合が人材を雇用することで、1つの仕事のみに従事するのは



なくて、同時に複数の仕事に携わる働き方を実現することが可能となってくるわけです。これは、町内の事業所の価値の創出や、組合員である事業所同士の連携による、新たな事業の創出も期待できるというふうに考えております。そして加えまして、この協同組合が町内の企業と、そして、もう一つの企業を結ぶ中心的なハブ企業となってもらって、まちの産業の振興の発展になおかつ寄与できる、それ以上に寄与できるというようなことも期待できているというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 本町のように対応といたしますか、多くの従業員が勤務しているのは、工業でいきますと電子機器部品製造業が2社ございます。こういったところは大体繁忙期といたしますか、閑散期といたしますか、大体業界で言うところの夏枯れと言うんですけども、大体期末3月に向けて決算で忙しくなっていく、大体6月、7月の夏頃には仕事がなくなっていった暇になっていくということで、連休の頃まで続けばよしとしたような感じになっているというのが、私の経験上です。

何が言いたいかという、冬場の忙しいときには結構製造業も仕事があつて忙しいのですが、農業とか林業とか一次産業はやはり冬場から春先にかけては仕事が薄くなってきて、なかなかつなぐことが難しい。こういったところも、特定地域づくりの事業協同組合を利用していった登録していければ、うまくマッチングできるのかなというふうに思いますし、智頭町のようにだんだん人口が減ってきているんですけども、大規模な雇用を生み出すということがなかなか今後は難しいと考えられます。その中で、やはりいろんな企業体が連携しながらやっていくというところが、非常にこれからは大事なのかなと。

要するに何が言いたいかという小規模雇用、多種多様な企業をきてもら、もしくは将来的には介護のほうの職員の方とか看護のほうとか、それが常用雇用になるかどうかいろいろ条件がありますけども、そういったことをつなぎといたしますか、年間通してうまく回っていくことによって、智頭町のほうの移住とか定住にもつながっていくのではないかなというふうに考えています。

そういったことも踏まえて、本当に最初の取っかかりの部分だけを役場が手助けして、あとはお任せしますよみたいなことではなくて、補助金頼みの事業というのはいかがかと思えますけども、やはりそういったところをつなげていき、今、課題になっていますまちづくりの創出、図書館を中心としたまちづくりとか、い

ろんなことを掲げておられますが、そういったことにつなげていくということであれば、やはり少人数の雇用の中で新たな創出が生まれて、そのことによって本当に特定地域づくり事業協同組合が反映されていくんだなというふうに、私は個人的に思いますが、町長そこら辺どのようにお考えですか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 既に議会の方々には報告ができていますと思いますが、せんだってこの協同組合の設立がありました。その参加されている方は当面9社ということで発足しました。この9社、先ほど言われましたように大きな会社ではありません。ですので、具体的に先ほど議員も言われましたけども、夏場は忙しい、冬場は暇だよとか、そういう期間限定のパターンは結構あるのではないかと思います。

そういった中で、この協同組合がその労働力をいかに配分してうまく調整をしていくことによって、その労働力を欲している会社というものはきちんとした満足な状況になり、そこで労働力を提供できる移住等を中心とした方々がそれも満足に働ける。そういった中で、その労働力を提供する側、欲している側、そこがうまく具合にマッチングすれば、きちんとしたまちづくりができていくのではないかと思います。

ただ、まだスタートしたばかりです。先ほど言われましたが補助金ありきの運営では駄目なんだと、それは当然思っていますけども新たな試みであります。当面、何年かはこういった補助体系、地ごしらえをして、それが基盤が確定した後は、独立した運営をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 地域に合わせたことをやらないと、やはり継続していかないと思いますので、先ほども申し上げましたように、補助金どうのこうのではなくて、やはり継続していくということが非常に大切なことだろうなというふうに思いますし、先ほど1問目にも述べたことに通じます。先ほど公共交通の話をしましたけど少し戻ります。

通院や買物、「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」の理念、スローガンをもとに、生きがいづくりを中心とした町民の移動ニーズや地元地域の就労空白期の解消、移送サービスの人出不足解消などでの交通空白地の解消等、先ほど申しましたが、などでやはり買物の困っておられる方が対応したり、組合を核とした

町民がいきいきとして安心して生活できる持続可能なまちづくりを実現していただけるものと思っております。この協同組合と特定地域づくり事業協同組合、これと公共移送サービスというものも一緒にというか、連携を考えておられると町長は思いますが、そこら辺はいかがお考えですか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議員ご存じだと思いますけども、智頭町地域包括ケアシステムというものをねらって、この事業を継続しております。これは今のところ医療であるとか、保険であるとかということが主体になってはいますが、これに住居であるとか、交通であるとか、そういったものを踏まえた計画にもっていききたいというふうに考えていますので、これがきちんとした展開をできるようになれば、議員が言われたような、ある程度の思いというものを踏まえた姿になるのではないかと考えています。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 1問目の質問、2問目の質問合わせてになりますが、特定地域づくり協同組合をうまく活用しながら、この公共交通も絡めていただいき、どうしても今後は人の輸送の部分で、人出不足というものはどうしても避けて通れない現状になると思います。そこら辺も踏まえてSDGsで挙げておりますが、持続可能なまちづくりが実現できるようということを期待しておきます。この制度を上手にうまく利用しながら、金兒町長ならではのリーダーシップを発揮してやっていけるものと期待します。

次の質問です。3問目です。コロナ禍の中、全国で昨年10月の生活保護申請件数は1万8,621件、前年同月と比べて1.8%、335件増加しております。2020年の上半期、39万1,717件が厚生労働省の「生活困窮自立支援における新型コロナウイルス感染症の影響の対応について」というところの相談件数です。39万1,717件です。これも前年比で3倍になっております。

その中で、生活保護を受けられている65歳以上の受給者の割合が、全体で47.4%を占めております。この原稿にはありませんが、障害者基礎年金2級を受けておられる方も、生活保護の申請が46.5%だったと記憶しております。このような状況で少しずつ、現在も社会の弱者である高齢者・障害者・ひとり親世帯等々、いろんなところでこういったところの相談件数であったり困窮者が増えています。

高齢者の非正規雇用の77%の皆さんが働かれているという状況で、本町ではどの程度の感染症の影響が出ているのか、私も把握できていませんが、いまだ世間では終息の見えない状況です。このコロナ禍の現状で担当課、智頭病院の対応は万全であると思いますが、現在も生活困窮ほか、時間外対応の負担が増加している中、昨日もこの会議場で質問させてもらいました。

そういった中で、感染者が町内で発生した場合に、町長は地域に適した対応はどのようにお考えなのか、感染者の対応をひとまずお聞きします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） コロナの対応ということであります。生活困窮者ということで前提でお話しになりましたけども、当面そういったことではなくて、コロナが出た場合、発生した場合ということをもとにして答弁させていただきたいというふうに思います。

町内で感染者が発生した場合の対応についてでありますけども、感染者が発生した場合のところに付きましては、現在のところは町内では確認はされていないところであります。実際、もし陽性が確認された場合は、通常は自宅待機をしてもらいます。その後、保健所の指示に従って市内の指定医療機関へ、公共交通機関を使用しないで入院していただくことになっております。そして、そういった方々が支援が必要な方には、また保健所で支援するということになっております。これが基本であります。その後、保健所の指導のもとに家族等で防疫を行っていただきまして感染の拡大を防ぐ、こういうふうな流れになります。

町としては、この基本的な動きの中で保健所、そして家族の役割を補完することが基本となっております。いろいろなケースが想定されるところでありますけども、地域による差があるものではなくて、いずれの場合も保健所の指導のもと、十分な連携を取りながら状況に合わせた適切な対応、こういったものを行っていききたいというふうに思います。

町民の皆様も常々感染症対策に取り組んでいらっしゃると思っております。しかし、感染者がいつ発生してもおかしくない状況、こういったことは現在であるということも認識していただきまして、今後も住民に対して感染予防の啓発、こういったものを進めていききたいと、これが基本ということでお答えさせていただきます。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） コロナの対応の部分ということは、大体基本的にきっちりできているのかなというふうに考えます。それに少し関連してですけども、先ほど申し述べましたように、生活困窮者の方が非常に増えてきているということです。

智頭町においては、製造業というのが余りコロナの影響を受ける製造業、多くの従業員の方を抱えておられる製造業は、余りコロナの件で影響を受けることはないのかなという業種だと私は見っていますが、今後やはり生活困窮者、町長もお聞き及びとは思いますが、ひとり親の世帯とか、いろいろサービス業のほうで様々な事例が出てきて生活に困っておられる方がいらっしゃいます。実際、鳥取のほうでもかなりの老舗の古くからやっておるお店が閉められたりとか、いろんな場面で仕事が倒産、廃業になっている部分もあります。

今後、こういったコロナの影響を受けての生活困窮の部分、コロナの病床対応のほうはきっちりできていると思うんですが、この生活困窮の部分でどのように今後やっていくのか。関係各課と対応されているかどうか、そこら辺、もしよろしければお聞かせ願えませんか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 生活困窮者の相談についてでありますけども、実際、議員言われましたように、コロナ禍での相談件数というのが、年明けからだんだん増えてきているのが現実であります。こういった状況を踏まえまして、福祉事務所だけでなく今ある福祉課の課内の中で、それから社会福祉協議会など、いろんなところでの関係機関と連携しながら、その困窮者に対しての必要な支援をやっていきたいと、提供していきたいというふうに思っています。

ただ、実際にこういった状況の中で、業務が多発するというか量産というか、増加するわけです。そういったことを踏まえても、職員が一丸となってそういった対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 答弁伺いました。別件のときに町長のほうにもお願いしたいんですけども、連携が非常に大切なことだと思います。福祉事務所とか福祉課のほう为主体となってやられるでしょうが、昨日申し上げたように余り負荷がかかって、職員の皆さんに負担がかかるということも避けていただきながら、やはり関係機関、いろいろ社協とかありますが、そういうところと連携しながら福祉

の充実等、先ほども質問させてもらったようにコロナの対応の部分、生活困窮ということが本当にこれから多くなってくると思います、事例的にも。私もかなりの相談等を受けている立場でございます。

そういったことも踏まえていながら、関係機関の連携を取っていただいて、負荷がないコロナ対応をしていただきたいと思います。最後に、一言いただいて終わります。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） ご意見承りました。そういったことで、行政だけで事を済ませるということでなくて、先ほど言われましたようないろんな方々の意見を聞きながら、町民に不利益が被らないような対策を取っていきたいというように考えます。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 3問について質問させていただきました。金兒町長のリーダーシップに期待して、私の質問は終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、河村仁志議員の質問を終わります。

次に、酒本敏興議員の質問を許します。

10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 一般質問とは執行機関に対し、その所信を伺い、建設的な検証を加えて、公正な行政を確保しようとする大きな目的があります。今回の私の質問要旨は、地域振興問題についてと題し、以下に質問をいたします。行政の最高責任者として、具体的なご回答をいただければ幸いです。

まず、質問第1であります。林業振興の具体策をお聞きしたいと思います。我が国の林業は、輸入外材によって著しい打撃を受け、林業で生計を維持していくことは極めて困難になってきています。一方、いつまで輸入外材に依存することが可能なかどうか。乱伐により外国の木材生産国の自然形態が破壊される中、将来の木材供給対策の確立と豊かな緑の確保は、智頭町にとっても喫緊の問題であります。この現状に先立ち、造林と育成に向けてどうするのか。多くの山林面積を要する智頭町の対応を急務と考えます。

以下につきましては、質問席で質問させていただきます。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 酒本議員の質問にお答えします。

我が智頭町にとって林業は極めて重要な基幹産業であり、今後もその位置づけが変わることはありません。森林整備の推進や木材利用など、今後の林業振興を考えていく上で若い担い手が育っていくという、この環境をいかにして整えていくかということが、最重要課題であるというふうに認識しています。

昨年度策定した「智頭の山と暮らしの未来ビジョン」を、林業関係者のみならず、町民の皆様にも広く普及啓発しながら、山を基軸とした山村社会での暮らしや営みについて、改めて考えていただくことが重要であります。昨年度から森林環境譲与税を財源に、人材育成をはじめとする様々な事業に取り組んでおり、今後もこの財源を有効に活用しながら、智頭林業の振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 町長の方針を聞かせていただきました。まず、先ほどの質問で林業振興ということを質問申し上げましたけれども、私は山林所有者の造林熱を盛り上げる必要を感じております。そこから、智頭町の林業政策が推進されるのではないかといいと思いますけれども、私は3つの課題を挙げております。森林組合と連携をし、造林意欲を喚起する造林PRをお考えになる必要はあると思うのですが、いかがでしょうか。

2番目に、林地取得を容易するため林業経営改善資金の貸付額を増やしてはどうか。3番目に、除間伐事業の助成増と除間伐材の活用方法が急務である。そのために智頭町はどうするのか、検討されているのか、あればこれからどうされていくのか。その3点についてお聞きをいたします。

○議長（大河原昭洋） 酒本議員、一問一答ということで1つずつ答えていただいでよろしいですか。

○10番（酒本敏興） その3つを質問したいと思いますが、まず初めに森林組合等と連携をし、造林意欲を喚起する造林PRをする考えはないかということでお聞きします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 造林熱を盛り上げるということでの質問であります。近年、国や県は皆伐再造林、これを重要施策として掲げておりまして、県は来年度に新規のモデル事業により、低コストモデルの実践による普及に取り組むこととしております。この事業を、我が智頭町の森林組合が活用する方向で、施業地の検討

を進めているというふうに聞き及んでおります。

議員ご指摘のとおり、山の若返りによる森林資源の平準化、こういったものを考えていく時期にきているのではないかというふうに思いますけども、皆伐再造林に当たって留意しなければならない重要な課題が獣害対策、智頭町は特に獣害対策があると思います。皆伐後に植林した苗木を鹿が食べてしまわないか、このことの対応策といいますか、入念な対策を講じていくことが必要になるのではないかというふうに思います。また、皆伐後の再造林、それから保育、こういったことの経費について、森林所有者の理解がどれだけ得られるか、こういったことが大きな課題になるのではないかと思います。

本町において皆伐再造林、これを導入するか否か、そういったことは県のモデル事業を見ながら、少しちょっと間を空けて考えてみななければいけないかなというふうには思っています。当面、再造林についてのお答えです。

○議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 次に、林地取得を容易するため、林業経営改善資金の貸付額を増額してはどうだろうかということであります。これについてお聞きします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、今のところその要望等、具体的にまだ承知していないので、それに対して、もしそういった方々が要望等ありましたら、再度実現可能かどうかということは検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 3番目に、除間伐事業の助成増と除間伐木材の活用方法が急務である。検討されているのか、検討されて実施されているとすれば、どういう格好の増進を図っているのか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 間伐による森林整備の促進、これは山の資産価値を上げる、それから森林の公益機能を高めていく、こういったことにとって極めて重要なテーマであります。

これまで、国や県の事業を活用して町独自の間伐支援施策を講じてきたところでありまして、今後もできる限りの支援を講じていきたいというふうに思っております。今年度までは、智頭材出荷促進事業ということで1立米当たり1,20



0円の支援を行ってまいりました。来年からは人材育成の要素として山と暮らしの未来ビジョンなど、研修制度を絡めた新たな補助事業に衣替えするということにしております。森林環境譲与税も利用して、これを財源として利用して、補助単価はこれまでと一緒の1,200円に据置きということで推進していきたいというふうに思っています。

今後も、状況に応じて柔軟な制度の見直しというものを視野においていきたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 今年度から具体的に進めますということなんですけれども、森林政策というのは智頭町にとって非常に大事なことですし、急がねばならないという課題もたくさんありますので、ひとつ大至急検討していただきたいなという具合に思います。除間伐事業の助成増とこれにつきましては、活用方法が急務ということを申し上げましたけれども、全てこの3項目合わせてひとつ促進をしていただきたいという具合に思います。

次に、この山林所有者の造林熱を盛り上げるということは、今、お聞きしましたし、これからも検討されるということなんですけれども、智頭町に県立高校の農林学校がありますよね。せっかく農業・林業の専門の学校があるんですけれども、この辺について智頭町とどう連携されていかれるのかなという気がしてなりません。

といいますのは、昨年度の文化祭に智頭農林高校が存在するための付加価値、幾らあるんでしょうかという研究発表がありました。町長、見られましたか、発表の中身を。文化祭の智頭農林高校は、智頭町の付加価値を金額で評価するとどれくらいになるか。それは多分見ておられないかもしれませんが、実は2,500万円の付加価値があるんだということは研究発表として入り口、文化祭正面の掲示板にありました。これはちょっと写真を撮って私は持って帰っているんですけども、この算出方法はよく分かりませんが、多分学校問題として真摯に取り組まれた結果が、こういう格好になるんだろうという具合に思っています。

そういうことを考えますと、事業の検討・推進というのは急がれる問題ではないかなという具合に思うんですけども、その辺についても踏まえてどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 智頭農林高校の存在ということについてという話しであります。実際、智頭の林業ということ踏まえまして、若手人材の確保というものは大変重要なことだと思っておりますし、これに基づいて農林高校というものに対して、大いに期待を寄せているところだというふうに考えております。

実際、県外出身者で農林に通ってくる子を含めて、今年度の県ジュニア郷土研究大会の高校生の部で、2年続けて県知事賞を取っているんですね、農林のペアが。この知事賞を受賞した研究テーマの「千代川本流と土師・新見川の濁り方の差から見えてきたこと」の発表を聞いたところでもあります。自分たちでデータを集めて、専門家や地元住民から話を聞きながら、科学的な分析を行いまして、資料を分かりやすくまとめていたことを本当に感心したところでもあります。

このような人材が智頭町の林業、ましてや智頭町の未来を切り開いてくれるのではないかと、心から願っているものであります。たまたまこのペアがよかったということだけでなく、この農林の生徒たちは全員がそういうふうなことになってくれれば、智頭町がいろんな意味で楽しみがあるのかなというふうに思っています。

そして、地域の魅力発信や課題解決を高校生が主体的に取り組むことは、まちづくりや地方創生においても最も重要なことだというふうに思っておりますし、実際、議員ご存じのとおり本町では百人委員会、農林の生徒に参加をしてもらいまして、十分にその役割を担ってもらっているというふうに思っています。

ですので、智頭町と農林高校との関係性というものは、これまでもよかったと思っておりますし、これからもこういった関係を築いて、智頭町の発展に資すること期待をしたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） ここに島根県の隠岐の島町という、これを取り寄せてみたんですけども、2021年版の報告です。住みたい田舎ベストランキングで隠岐の島町が10位にランクされている。以前にも、智頭町の議会も視察をさせていただきましたんですけども、たくさんの方が移住定住で隠岐の島高校に入学をしていると。その生徒さんがどういう格好で残っているかというのは分かりませんが、全国から島根県の隠岐の島に来てくれている、若い者が。

そういうことを考えますと、智頭町も県立高校がありますけれども、今、関東のほうからも来ていらっしゃる方もいらっしゃるんですね。これは、自分のポリ

シーから、あるいは家業から、地域の問題かもしれませんが、林業を研究したいんだと。1人で智頭農林高校に入学試験を受けて、今、随分通ってらっしゃるといすばらしい高校生もいるわけですから、少しそういう面で智頭農林高校とのコラボレーションはどうかという話をさせてもらっているわけです。

いろんなことでこれからも検討されるんでしょうけれども、今、せっかくある地元の県立高校で応援する、一緒になって連携をしているような意見農交換をしたり、生徒たちの支援をしたり、応援をしたり、そういうようなことを具体的に早急にしていただきたいと、こういう具合に思いますので、その点について簡単に回答をお願いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 智頭町では、議員ご存じだと思いますけども、元年度までに地域おこし協力隊を活用して、魅力化コーディネーターということを配置して魅力化事業を進めおったところでありまして、任期満了となりまして、今のところはおりませんけども、今後については農林高校と協議を行いまして、再配置することも検討しているところでありまして。さらに、ほかのところから任期満了になった地域おこし協力隊が智頭町に残りまして、智頭にいて起業をするというようなことで、農林高校と一緒に演習林の間伐材を使った智頭杉鉛筆を作って販売をしております。

こういったことから考えて、これからも智頭のまちを魅力化するためにも、農林高校との一体化を考えていきたいと思っております。先ほど言われました神奈川県から来ている生徒、自分で探して自分で見つけて智頭に来たということでありまして。そういった生徒が1人、2人でなくて、たくさん来てもらえるような、そんな魅力のあるような学校とまちにしていきたいというふうに考えています。

○議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 住みたい田舎ベストランキング、こういう差でもあるんですよね。ぜひとも智頭町も上位に入っていただいて、全国から優秀な生徒さんがいらっしゃるならば、その勧誘とか、あるいは学校との連携とか、早急にそういう見当もされてはいかがでしょうかということで、町長の答弁を聞きましたので、あとは行政のほうの支援をお待ちしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

質問の2に入ります。同じく商業振興事業ということで、林業に引き続いて質

問をさせていただきます。農業を振興する、漁業を振興するといった第一次産業の振興には、きめ細やかなバラエティに富んだ施策があります。それなりに効果を上げていると思うんですけれども、商業についてはこれといった決め手がないために、暗中模索しているのが実際ではないでしょうかという具合に私は考えています。

そこで、私は次の課題について提言をし、町長の所信を伺いたいと思います。第1点は、小売業者はそれぞれに頑張っていらっしゃるのは分かるんですけれども、智頭町として店舗の共同による大型化みたいなことはできないのだろうか。これは大きな問題であります。消費者が大型店に足を向けるのは、価格も当然の関心であろうと思うんですけれども、品物の豊富なものをより選択して幅広く買物ができるという事情からだろうと思います。そのために智頭町内の小さな店舗1か所に集結をして、共同化により大型化することはできないのだろうか、そういう意味での質問であります。

これからもマイカーによる買物は続くものと考えなければならない、少し遠くでも隣町や郊外にも自動車で出かける。町内から購買力が消えてしまう、こういう現状は早急にくるのではないかなという具合に思います。そのための大きな駐車場もいるかもしれません。共同マーケットの販売や駐車場の確保等々、商業振興に向ける行政や商工会と連携する策がいるのではないかなと、それが大事なことでないかなと、こういう具合に思いますが町長いかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 商業振興ということであります。商業振興について、特に駅前商店街の活気不足ということが課題にあって、これまでも議員、いろんな面での商工振興についての質問をされてきました。その際にも実際、行政主導でどこまでできるかということがいろいろあるんだろうと思いますけども、商店街の主体性を引き出しながら盛り上げていきたい。やる気を皆さんに出して、みんなと一緒にやっていきたいというようなことを答弁させていただいているというふうに思います。

そういった中で、今回ちえの森ちづ図書館、これが本格的に動くようになりました。図書館から智頭宿、このエリアを実際活性化するというのを考えて、ちづみちエリアリノベーション事業というものを元年度から行っているところあります。こういった資源を戦略的に進めていくための戦略ガイドブックを策定し

て空き家、それから空き店舗、こういったことをいかに解消していくかということとをずっと考えてきておりました、たまたまかもしれませんけども、実際に新たなカフェを誘致することもできておるところもあります。

実際ある程度のことを急に考えておりましたも、特効薬的なものはなかなか難しいのではないかと思います。ある程度の時間をおきながらエリア的な活性化というものを考えていきたいと思っています。先ほど、議員おっしゃられました大型店舗化というようなこともちょっと考えの中にありましたけども、実際かなり昔になるんだらうと思いますけども、大型店舗化の計画を作ったときに頓挫したということの状況があります。

そういった中で、今の状況というものがなかなか見えなかったというのもあるんだらうと思うんです。ですから、急に新たな小さい小売業の方々をまとめて大型化というのは、できればいいんだらうとは思いますが、まちとしての動きというのは難しいのではないかなという気がします。

○議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 少し前に駅前商店街の活気の不足に対する企画を発表されました。新図書館と商店街、石谷家かいわいまで連動する来町者往来の仕掛けづくりを、これから考えていくんだということであります。この件についてどうかという質問ではなくて、こういう構想を具体的に起こしていただきたいなということであります。

それから、商工振興事業、商業振興事業ですけれども、起業・雇用の施策の推進、店舗改修事業の実態、これにつきましては条例に基づいて、いろいろな活用方法のお店があるんだということは聞いていますけれども、ひとつ行政と商工関係等が連携をして、少しでも多くのこの事業の支援策を採用していただいて、活気あるまちづくりにしていただきたいなという具合に思っています。

あたご保育園の跡地も言いましたけれども、大きな問題もあろうかと思えますけれども、あのままにしておくのはもったいないなど、何かマーケットぐらいでも、時によって盆正月前の市ぐらいでも結構です、そういうような使い方もちょうと検討されたらどうかなという具合に思いますので、質問させていただきました。

次に、質問3の観光行政の推進について質問をさせていただきます。企画課と観光協会は、密な連携を取ってますよといつも聞いています。当然であります。

訪れる観光客への対応は十分ですか。このことについて以下に質問をさせていただきます。

観光協会と連携した観光施策の充実、これについては言葉ではありますけども、実際問題として充実されているのかな、まだ発展途上じゃないかなというような気もしていますので、それについて町長のお考えを聞かせてください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 発展途上だとは思いますが。ただ、その途上の度合いはいろいろあるのではないかと思いますけども、実際完成型にはなっていない、なっていないからこそいろいろ観光協会といいますか、案内所の中のリフォーム等もやってきました。そういった中で、できるだけ今よりも明日がプラスになるような、そういったやり方を充実していきたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 連携をしたということは、ただ行政のほうは、行政はこう思うよと言うだけではなくて、三者で商工会も含めた中で作戦を練っていただかないと、話し合いをしていただかないと、命令口調では駄目だと、こういう具合に思いますので、ひとつ大至急見詰め直していただきたいなという具合に思います。

次に、観光協会の機能強化ということで、質問の通告をさせていただいていますが、何もしていないという意味での質問ではありません。以前は、観光協会の理事会の人数が多かったですよね。各地区から2人ずつくらい出て、智頭町は4人くらい出て、これについて観光協会、智頭町・行政の観光協会じゃなしに、智頭町の各地区の役員さんも交えて、智頭町の発展を考えなければいけない。

こういう意味で少し規定を検討されてはどうかと、理事の人数を増やされたらどうか。役員さんも少し多い方がいいのではないかなというような気もしているんですけども、これは委託された事業ですので行政のほうだとやかく言うわけにはいかんと思うんですけども。

以前はいろんな行事、あるいは行事の企画、すごい役員さんに出ていただきまして、住民の皆さん方の前に出ていただいて一生懸命観光PR、観光事業の応援、支援、こういうことをされていたと思うんです。それが、今は余り見えないのではないかなという具合な気がしています。その点についてはどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、観光協会の基本的な考え方を具体的に聞いたわけではないので、きちんとした答弁になるかどうか分かりませんが、議員言われたようなそういった状態、それから考え方、そういったものについては提言なり、助言なりをして観光協会に考えていただきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 考えていらっしゃることは当然考えていらっしゃるんでしょうけども、そういう面について三者協議といいますか、行政が命令するというわけにもいかんでしょうから、その活発化を促すような相談会みたいなことができないんだろうかなという具合に思っています。これは私が思うだけですから、ひとつそういう面で今停滞している、そういう事業に対してもう少しちょっと見方を考えてもらう。それで、それぞれの関係者と協議をしていただくということをお願いしたいと思います。

次に、石谷家住宅との密なる連携ということで通告をしております。行政と観光協会ということで、これも同じ機能強化と続くものでありますけれども、この辺についての現状をお聞きしたいと思います。

まず、観光客の推移ですけれども、石谷家にいらっしゃる観光客、当然智頭町の観光客といいますか、石谷家を中心にした観光の町外の皆さん方がいらっしゃる。そういう面についての実態をお聞きしたいと思うんです。石谷家の入館者の経過、推移はどうなっているんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） その件につきましては、財団の対応をしております教育長に答えさせます。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 酒本議員のコロナ過における石谷家住宅の入館者の状況でありますけども、令和2年、昨年4月から本年2月末の時点で入館者数は9,063人という数字で、開館以来最も芳しくなかった昨年度2月末の46,3%、約半分であります。このまま推移しますと年間目標としている3万人の約3分の1というような結果になりそうです。

これは、昨年の4月に発出された国の緊急事態宣言を受けて、4月8日から5月16日まで臨時休館をしておりましたことと、それ以降の不要不急の外出、移動自粛要請、また県境をまたいでの往来自粛要請等によりインバウンドはもちろ

ん、3つの密を避けるという意味合いからも、4割近くを占めておりました団体旅行が激減したという、これが大きな要因であります。

その後、国のG o T o トラベルのキャンペーンが7月末から行われ、特に秋の開館20周年の記念事業「迎賓ふたたび」であったり、秋の庭園特別公開、この期間中には多くの来場者があり、回復の兆しがちょっと見えたかなと思われましたけども、現在でも続いておりますG o T o トラベルキャンペーンが全国一斉に停止した状態、また、年末の雪の影響もあろうかと思えますけども、特に感染流行嚴重警戒地域でありました京阪神、山陽方面からの個人や家族、グループでのお客様が途切れた状態が続いており、今後がなかなか見通せない、このような状況であります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 実態は40%台入館者が減っている、コロナの影響が当然あるんでしょうし、自粛をなささいという国のほうの方針もあるから無理は言えませんですけども、これが続きますと財団の経営にも影響してくると。財政管理にも影響してくるということになりますと、財団だけではいけませんから当然、智頭町の支援要請をしなきゃいけないということになると思うんですけども。

それについて教育長から話がありましたように、コロナ禍の影響もあるということをお考えますと、余り質問をし過ぎてもいけないとは思いますが、結局連携をする方たちとのコミュニケーションがいないのではないかなという具合に思う。これは教育委員会の所管ですからみたいな話じゃなくて、町内会の皆さん方、実際にはこうだよ、観光協会とも当然ですけども、エージェントにお願いをして観光PRをもっとやっていただこうというようなことも考えるべきではないかなという具合に思うんです、いかがでしょう。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 以前は、このコロナの発生する前は観光協会と連携を取りながら京阪神、山陽方面に営業活動を石谷家と観光協会とが一緒に行ったというところですけども、今現在はそういうような活動もできないというような状況であります。また、このコロナが終息しましたら、そういう活動も展開してまいりたいと思います。



コロナ禍ではあっても1日1つは情報発信しようということで、スタッフと観光協会と一丸となってホームページであったり、ブログであったり、インスタグラムであったり、フェイスブック等により積極的に情報発信に努めておるところでございます。

これからは、団体がなかなか見込めない状況にありますけども、個人や家族、グループ層をターゲットにした事業を展開してまいりたいと、具体的には体験型メニューの充実などによるお客様満足度の向上と滞在時間の延長、また、車で1時間圏内のリピーターの拡大、先ほど申しましたSNSやマスコミ等による積極的な情報発信、蔵などを活用した貸館事業の充実、こういうようなことを中心としてポストコロナに向けた誘客を図ってまいりたい、今までになかった客層を対象に新たな事業を展開してまいりたい、こういうような考えを持っております。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。
- 10番（酒本敏興） 最後になります。時間がないかもしれませんが、地域おこし協力隊を雇用する、来年度の予算ということでありましたけれども、これについて手短かに予算の額も結構大きいんだらうと、これからの効果をどういう具合に求めるのかについてお答えをお願いします。
- 議長（大河原昭洋） 長石教育長。
- 教育長（長石彰祐） 現在、地域おこし協力隊を募集をかけておるところです。ちょっと反応も若干あるわけですけども、どういう方が手を挙げていただけるのか、期待をするところであります。石谷家住宅といたしましても、アフターコロナを見据えた取組として、来たくても来れない、それからまだ石谷家をご存じでない、こういうお客様に向けてオンラインで庭園公開等オンラインツアーを計画したり、バーチャルリアリティーですね、360度撮影をして実際に施設の中に入ったような、そういうような画面の制作であったり、インバウンド機構と連携によります外国人の誘客アプリ、こういうものも導入を手がけてまいりたい、このように考えております。
- 議長（大河原昭洋） 酒本敏興議員。
- 10番（酒本敏興） いろいろな問題があると思いますが、一応計画に従って地域の皆さんとも、あるいはいろんな団体とも協力し合って連携し合って、ひとつチャレンジをしていただきたいと思います。時間がきましたので終わり

ます。

○議長（大河原昭洋） 以上で、酒本敏興議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

議場の時計で10時30分までとさせていただきます。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時30分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口雅人議員の質問を許します。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 議長のお許しをいただき、通告済みの質問を行います。

冒頭、ちょうど1年前、質問に先立ち智頭町における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町内経済の変化を、10年前の東日本大震災の発災当時の自粛による飲食店の営業状況と比較して、その深刻さを質問に先立ち発言を行いました。その後、執行部の認識も一致し、経済対策を県内でいち早く対応、具現化したことは現在低迷しているとはいえ、町内経済を下支えし、町民の心理的悪影響を緩和したことを大きく評価します。今後も間断なく的確な状況判断のもと、素早く先回りをした政策の発想と実行を強く求め、質問に入ります。

まず、生活道路的林道の今後の管理について伺います。現状において、誰が見ても生活に不可欠な生活道路として定着し利用されている道路が、開設された当時の事由として、現状は林道としての性格を有するものの、それ以上に日常の生活に定着している道路が林道として区分されていることにより、管理上の不具合が起きております。その問題を取り除き、安定的に持続的に利用と管理を行うために、まちで管理する町道に編入することは有効と考えます。

本定例会においても、同様の状況を改善する意味の認識により、町道編入の議案が上程されております。また、林道管理の町営化について以前、同僚議員が提案・質問しておりますが、このたびの質問は、生活道路的性格の強い林道として開設された道路の安定的・持続的な管理の実現のための施策として、町道編入による課題解決の一助となるよう求めて、町長のご所見を伺います。

以下、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 谷口議員の質問にお答えします。

まず、生活道すなわち生活道路というものは、その地域に生活する人が主要な道路に出るまでに利用する道路であり、林道、農道、里道、それから私設道路などがそれに当たり、当然、町道がその役割を果たす場合も考えられますが、その維持管理につきましては、それぞれの管理者が行うべきであるということが、基本的な考えであります。

そういった中で、生活道的林道を町道に編入してはという提案であります。町が管理する林道につきましては、舗装修繕、道路陥没、路面崩壊などが確認された場合には、議員もご承知のとおり、林道維持管理事業として必要に応じた対応を行っているところであります。また、国庫などの補助事業を活用して整備された林道の用途変更となりますと、そもそもの整備目的に反して利用することとなりますので、場合によっては補助金返還等も考えるということがあります。

このようなことから、編入については慎重を期すべきであるというふうには考えています。しかしながら、民有林道では、その維持管理や修繕対応が困難な事案も発生しているといった声は届いておりますので、このたびの議会にも議案として上程させていただいているところですが、林道整備土木事業を創設して、その維持修繕を町としましても支援をしていきたいという考えであります。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 考え方として一定の基準を設けるということは、これは当然行政の役割であるし、立場であろうかというふうに思っております。今回、私が指摘をさせていただいておる部分の道路ですが、那岐地内の宮ノ本にあります屋並谷線、これは開設が昭和43年ということで、これは公団によります分収造林の皆伐に伴います、当時の状況の中で発生したものであろうと思われま。これは、当時は那岐森林組合が開設をしたというふうになっております。

また、次に芦津にあります倉谷線、これについては若桜町の吉川に至る道路であり、芦津溪谷のまず入り口の部分であろうかというふうに考えますと、全く民家との関係もありまして、やはり生活道路であるという認識があるわけです。

次に、山郷の尾見地区にあります尾ノ見谷線、ここにつきましてもやはり昭和43年に山郷森林組合が開設をしております。ここの橋を渡りますと、町有林野々段に上がります道路であるわけですが、その橋を渡り中国電力の水力発電に伴います取水に関する管理も日常的に行われておるということで、非常にどの道路をとりましても公益性の高い、また生活道路的性格はどの道路もあるわけでご

ございます。

この道路の開設当時の事由ということにつきましては、場合によってはまちが手が回りかねておる状況の中で、事業が進捗する中でやむを得ず、事業団体が開設に至ったというようなケースもあったかもしれません。先ほども申しましたとおり、開設当時の事由ということにつきましては、これは様々であろうというふうに思われます。その部分にどうこうということはないわけですが、現状におきましては町道並みに除雪も行われております。

そういったことの面から、生活道路的な道路であるということの認識は、行政でも認識をしておられると思うわけですが、通常管理、またここには橋梁が当然あるわけですし、いわゆる長寿命化に伴いますまちの橋としては適切な管理が行われるよう長寿命化計画に基づいて行われておるわけですが、この該当する橋梁につきましては、その状況から外れておるということがあるわけです。

そういったことを考えますと、公益性から考えますと、どうしてもやはり性格的に生活道路としての色彩の強い道路としては、やはりそういった対応が求められるのではないかと。一定の基準があることについては申すまでもございませんが、そういった観点に立って、まずお考えをいただきたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 具体的な3路線についてのお話がありました。先ほど申し上げたとおり、基本的には管理者が管理すべきであるというスタンスは変わらないんです。また、本件について林道から町道への用途変更、これは用途変更だけでなく、管理移管ということにもつながってくるんだらうと思います。ですので、町道の認定基準にそぐうかどうかだけでなく現在の整備状況、それから登記の関係、いろんな要素が含まれてくるんだらうというふうに思います。

このたび、新たに町道認定を計画しております波多支線、これなんかは従来県営林道深山線として整備されたものであります。これなんかは県道が整備されたことで里道として利用されてきたという経緯があります。こうした地域住民の生活に欠かせない基幹路線にもかかわらず、いわゆる里道とかいう法定外公共物として扱われているのはいかがなものかということで、町道の認定になったという今回の事案があるわけです。

昨年9月の定例議会においても、安道議員の森林組合の管理の林道に関するいろんな質問がありました。そのときにもお答えはしましたけども、基本的に町道、

それから町への移管ありきではなくて、今後どのような管理が望ましいのか、そして実際、今の管理者はどのように考えておられるのか、そういったことも踏まえまして、よりよいやり方というものを考えていきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） この件につきましては、議会の12月ですか、に行いました地元との説明会の席上、宿題として預かって帰っております。宿題ではあるんですが、現状誰が見ても町道であるんだろうというふうな形で認識されておるといふふうに思います。

補助整備事業に伴いまして県道の拡幅が行われました。その当時、宮ノ本橋につきましては平成5年に架け替えが行われておるわけですが、これは県としての対応の中でそれは行われておるわけなんです、それから踏切から奥とか、尾見のほうにつきましては災害発生時でもそうでしたが、中国電力等の車も当然行き来する形の中で、非常に密着しておるといふことだけについては、これはもう誰が見ても否定できない事実であろうというふうに思います。

その中で、町長の先ほどの状況、管理者との関係ということではありますが、やはり地元、また集落、また管理者であります、設置者であります森林組合、この町当局との三者協議というような形の中で、それが町道に編入されることが望ましいのか、あるいは補助的な形の中で対応することによって、それが補完できるのか。その形については、一様に町道認定という形の中でくくってしまうという思いは持っておりませんが、やはり橋梁を持っておるといふことの中で、普通の道路の穴が開いたから詰め物をするというような形ではなしに、やはり橋梁については長寿命計画に基づきます、そういった診断等に基づいての補修・修繕というものが必要になろうかと思うわけです。これについては、計画的にやっていたかなければならぬわけですが、そのあたりも含めてやはり三者の要望といいますか、協議というものが必要になるというふうに私は思っておりますが、町長そのあたりのところでどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 言われましたとおりに、やはり地元、それから今の現行の管理者というものを踏まえまして検討していきたいと、それによって先ほど議員が言われましたような、こうでなければならぬじゃなくて、どれがどういう状況が、どういう姿が一番いいのかということを考えていきたいというふうに思い

ます。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 生活道路的ということでありますので、用のあるときだけ通るといふ奥のほうにあがる林道とは全く性格が違うということですので、そのあたりのことについては、もう日常生活の中のことであるというふうに判断をしていただきたいし、そういう認識を持っておられるというふうにお伺いしました。

財源的なことにつきまして、先ほど前議員の質問にも答えておりましたが、森林環境譲与税というものの活用等も、これは考えられなくもないのかなど、考え方によりましてはですね。広い意味で山に通じるものは、私としては国道に至っても林道の性格を持っておるといふふうには認識をしております。やはりどこに至っても必ず山に至る道路は生活道路、いわゆる町道であろうと県道であろうと、これはもう性格的には1つのものであるという認識を持っております。偏った認識では、私はないというふうには思っておりますが、その認識に立ってやっていく、ただその中で管理者であります森林組合に、全ての管理責任が法律上はあるのかもしませんが、今、全うできる状況には決してないというふうには認識しているわけです。その辺の認識についてはいかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 承知しております。ですので、全て管理者が何だかんだということではなくて、先ほど申しましたとおり新たな制度を創設しましたので、そういうことが利用できるならば、それを利用していただいて結構ですし、そうでない、もっと住民密着の道路なんだよということになれば、またそういう考え方も出てくるのではないかといいうふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 管理団体であります森林組合に関しましての、今回の定例会にもそういった林道管理に対する予算措置もしてあるわけですが、生活道路的な部分という形の中では明確にはまだなっておりません。制度としてどうするのかという考え方はまだ早いのかもしませんが、拙速かもしませんが、そういったシステムを作っていくということをやっていかなければ、日常生活に使われております林道の管理というものが、町民との意識にずれがあってはならないというふうには、これはもう発言の中にも一致したものを持っておられるというふうには認識をいたしましたので、それに基づいて三者協議を可能な限り早めに、そして効果

的に事業ができますように、ひとつそこらあたりのことについては努力を求め、今後とも見させていただきたいというふうに思います。

次に、保安林に対する町独自の制度設計について伺います。保安林、正しくは水源涵養保安林はその性格上、国家的、政策的観点により私有財産でありながら、民有林も税制的にも非課税であることは周知のとおりであります。その反面、前述の認識のもと、管理上特に伐採においては一定の要件を設けた上で申告と許可が必要ですが、その後の一定の要件である再植林化が不履行な保安林があり、またそのことが予想される事案が水面下で進んでおります。

発生防止の観点から、町独自の制度設計ができないか。全国にその名を知らしめる林業地智頭町の智頭林業の発展的・安定的継承と、山林管理と併せて防災の観点からも町長のご所見を伺います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 保安林の管理の徹底という件であります。適正な森林整備を進めていく上で、県と連携しながら事業者を指導していくシステムが必要ではないかと、こういった趣旨ではないかというふうに思いました。

議員の懸念されていますことについては、私も大いに危惧しているところであります。保安林の管理を徹底するため、町独自の条例はできないかということですが、保安林の適正な管理に当たって法律の定めということになりまして、権限は県が有しております。これはご存じだろうと思えますけども。権限行使を伴うような町独自の条例制定は、多分これは困難ではないかという思いを持っております。

先ほど言われましたけども水源の涵養、それから土砂流出の防備、生活環境の保全、こういった目的を達成するために、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、この森林法に基づいて国や県が指定してきております。保安林の適正な管理のために、伐採や土地の形質変更が制限されておるところであります。これらの行為に係る許可は、知事が現在行使しているところであります。事務上は、八頭の事務所長ということになるんでありますけども、実際そういうことなんであります。

議員指摘のとおり、許可権者である県とそれから私どもまちとが、十分な連携が取れていないというのが実情でありまして、先ほど申されたような切りっぱなしで、そのままほったらかしというようなところも実際出てきておるようであ

ります。今後もそうなんですけども、この法律に基づく許可案件について、県ももっとしっかりしてくれというような意味で協議をしていき、そして森林施業を行う業者に対しても、もっと厳しく指導してくれということを書いてまいりたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 上位法であります森林法との関係ということで、当然なかなか難しいという部分は私自身も認識をしております。そういったことについて全国の林業・・・があえいでおる中、一步抜け出するために抱えておる問題の1つの方策として制度的にそういうことができないものかということ、真剣に考えなきゃならんのかなという思いも持っておるわけでございます。

実は、この質問以前にずっと地元のほうから不安視されていることがありまして、それをずっと調べておりました。そうしましたところから、そこは私の認識として、あるいは地元としては保安林であったというふうに思っておられたのが、どうも普通林であるということ。普通林であるということにつきましての許認可はまちにあるということのようでして。

そうしますと、やはり基本的に皆伐ということになりますと、再植林化ということは前提になるわけでして、この再植林化が行われないことによる弊害、伐採されましてから大体3年を経過しますと山の崩壊が起こりかけると、いわゆる根が腐れてきた中で特に土質が真砂であるというような状況の山というのは、非常にそういう問題が起こりやすいということは、過去の経験上あつとるわけです。

この再植林化が、なぜ行われないのかということに対してということもありますが、そこも制度的にしっかりとした検証というか、審査の時点でどうだったのかなということをおぼろげに思わざるを得ない部分があるわけです。言葉は失礼かもしれませんが切り逃げになっておると。切り逃げになっておる状況をどうやって事前に防止できる、監視、許可をする以前の、そのあたりのところに対してまちの当局との連携ですね、県との連携。

ちょっと話がごっちゃになりかけましたが、ここでは普通林につきましては申告しておりませんので除外しますけれども、県とまちとの関係がしっかり構築できていないということも町長も認識しておられるわけでして、私はこここそしっかりやらんと、実は水面下でこういったことが進んでおるということについては、実は見られた方もおられると思いますが、テレビCM等で県外のある業者がやっ



ておられます。山のことならお任せくださいというような形であるわけですが、その会社がどうこうとは言いませんが、やはり地元として密着しておられない企業がそこに入ってこられることによる、地元との認識のずれによる問題の発生というのは当然あるわけですし、そこら辺のところは顕在化した後では取り返しがつかんということがあるわけです。

所有者の県外流出ということは、実は国道沿線にも幾らかありまして、それに伴いまして地元の山でありながら、何とも手が出せないということも現実あるわけです。そういった不具合が起こらないようにするための1つの方法として、やはり県としっかり連携を取った中で、制度的に戦略的な構想を持ってこういった問題が起こらないように予防措置としてやっていこう、こういった問題が発生することを絶対避けるためには、こういった措置をやっていこうという戦略を持たんと駄目だというふうに思いますので、そのあたりのところ町長いかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 普通林はさておいて、特にこうやって法律で定めのある林地、こういったものにつきましては前の議員の質問にもお答えしましたけども、皆伐をするということは、必ずその後はどうするのかという前提があるわけです。そして、植林をすれば獣害が出る可能性も高い。こういったことも踏まえまして、皆伐をするならそういう思いを持った、業者もそうですけども山林所有者もそういった知識を持ってもらうということが大前提になってくるんだろうと思います。

ですので、県と町との連携もさることながら、そういった保安林等を伐採するときには、そういう縛りがあるんだよということを十分理解してもらうように、周知徹底も行っていきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 所有者の高齢化に伴いまして、また後継者が存在しないというような状況がある中で、甘い言葉に誘われがちなこととはなくはないわけですし、事実そういうことを私自身も聞いております。テレビでしよるということは結構信頼性が高いのかなというふうに、その業者がどうこうとは言いませんよ。けども、あそこの家もあそこの業者に売ったそうなのということについては、やはり広がっていく可能性が高いわけですし。「まだ今んとはどぎゃあともよせんけどなと、あれが売ったんならわしも売ろうか」というようなことは現実

の話としても事実伝わってきております。話も聞きました。

けど、私はこう言いました。「どこの誰とは分からんお方に山の話はされんほうがいいんじゃないか」ということで、その会社にとりましては営業妨害なのかもしれないけれども、やはり私の心配しております、所有者が町外に移るということになると、どうしてもまちとの意思疎通、県との意思疎通というものは細りがちになると、あるいは結果的に無視されたような形が起り得るというふうに考える、心配をするわけです。

この再植林化の不履行ということは、初めからそういう意思はなかったけど、結果的にそうなったと。再植林したんだけど鹿にやられてしまって、二の矢、三の矢がつけなかったということならまた別かもしれませんが、全くやろうとしない、放置というような状況があっておるわけです。私も調べていく中、山に返った、自然林に返った山もあるようです。それは鹿がこのあたりで大繁殖する以前の状況の中で一定の大きさになって、それから自然林に返っていったというような山も実は見えるところにもございます。

そういった山についてはラッキーなんですけど、これから起こる部分というのはそれはちょっと難しいであろうということですので、そここのところも含めて、やはり私、先ほど言いましたが戦略的なものの考え方の中でやっていかんと、この問題というのは多分ある一定の時期を超えたら、雪崩のように私は進むという心配をしております。そここの部分をいかにしても食い止めねばならないという考え方のもとに対して、町長のいま一步踏み込んだお考え、発言があれば。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど言われましたように不在地主等が絡んでくると、なかなかそういった公報もできないということがあって、難しい面があるんですけども、基本的には智頭の山林というものを考えたときに、皆伐という手法がよいのかどうか、まずそこから初めていかなきゃならないんじゃないかというふうに思います。

さっき言われましたように、どんと切って自然に広葉樹、いわゆる雑木等が実生で生えてくる、それをきちんとできているような山というのはあるかもしれませんが、これから先はなかなか難しいんだろうというふうに思います。ですので、皆伐という考え方でなくて大きな間伐の中に雑木が育っていく、それから新しい植林をしていく、そういった山づくりをしていくのが今の智頭町ではいいん

ではないかなという思いはします。ただ、これは押しつけでなくて、智頭町の将来を見据えた山林づくりというものを、周知徹底というものをやっていきたいなというふうに考えます。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 私もその認識に立っております。智頭町に皆伐という形の中で、これから先森林管理をやっていくということについては、なかなか難しいんであろうなというふうに、私自身も思っております。ただ、これが私有財産である関係上、問題の一番大きさはこれを財産化したいと、現金化したいという思いを持たれたときに、将来的なことについては私はもういいと、この山はもう要らんとってもいいという状況の中で、起こり得る可能性が非常に高くなってきておる。事実起こっておるということが、この質問の発端でもあるわけです。

起こってしまった状況が、何が起こるかということにつきましては、先ほどのことも言いましたが、防災面で問題が起こってきます。事実、30年豪雨のときには皆伐ではございませんが、作業道開設によります害というものが民家にも及んだというケースが現実にあるわけですし、やはり適正な管理を行う業者であるとか、適正な意思を持ってやろうとする業者であるのか、ないのかによってもかなり違ってくるわけですし、業者の選定ということについてはなかなか難しいわけですが、そういった業者に対しても抑止の効く、何とかまちとしての独自性を打ち出すことを本当に真剣に考えないと、ある一定の時期を超えたらあれも切った、これも切ったと、「何もせんでも別に牢屋に入ることもなかったで」というようなことが広がることを恐れるわけです。いま一度、町長そのあたりのところをお願いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） その気持ちも十分理解しますし、そうであるのではないかと思います。ただ、先ほどからもずっと申し上げておりますけども、一応上位法の中での縛りがある以上、まちが条例を課してそれを縛るということは不可能であると思います。

ですので、先ほど議員も申されましたような考え方、そして私の考え方、そういったものをまちの基本理念ということで、いかに皆様方に周知していくか。これは当然、山林所有者、それから森林組合の組合員の方々、そういったことにも全て通じることなんだと思いますけども、そういった方々にもそういったまちの

思い、まちの将来像、まちの山林の在り方というものを周知していきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 智頭町には、山林バンクというようなシステムもあるわけですし、ただこれが大きく膨れ上がりますと、本当にまちが管理できるのかなという心配もあるわけですし、そういったことについて制度的なことについては、また考えていかないけんというふうに思います。

私有財産に規制を加えるということの難しさというのは、百も知りながらの質問であるという、私もつらい思いの中でこの質問をしております。難しさを知りながらするという事自体は、非常にばかばかしいことをすると言われてそうかもしれないかもしれませんが、やはり今、それほど深刻な状況がもう既にここまできておるといふ状況を認識はしておられると言いながら、当然訴える思いもございしますので、よろしくということなんです。

再植林化の妨げになっております技法については、県当局の唐松の職人とかという形の中で、これがどこまで功を奏するかまだよく分からん部分もあるようですが、そういった技法についてはある程度状況の中では改善してくるといふふうには思います。がしかし、切捨て放置を許さない、あるいは起こさない。この考え方をきちっと持っておくと、一度切られてしまった山は心配のネタでしかないということ、もう現状あるわけですので、ひとつその辺のところについては、これ以上変わった答弁もなかなか出にくいだろうというふうには思うわけですが、やはり町当局のしっかりとした強い思いと発信力、そして、森林組合の総会等にもお出かけになられる中で、そこら辺のところはしっかりと地権者に発信をしていただき、団体としての組合との適切な管理等も含めて、これは町当局だけでは私はできんというふうには思っております。

当然、私有財産であるということの前提と、国家的な戦略があるという戦略の中で、この問題は地元のまちと協議が不可欠であるということ認識のもとに、質問させていただいたというふうにご理解いただきまして、これ以上の質問の中で変わった答弁はいただけないのは理解をしておりますので、ここで収めさせていただきますが、この問題についてまた森林に係る部分について、この後同僚議員もまた予定しておる部分があるわけですね。林業地智頭町としては、強い思いを持ってこの広大な山林を守る、育てることがこのまちには必須であるという

認識の中で、ぜひ森林行政を進めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、谷口雅人議員の質問を終わります。

次に、岸本眞一郎議員の質問を許します。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 傍聴の皆さん、ご来場ありがとうございます。

私は、町長に町長就任以来、初めてとなる新年度予算についてと、日本はもとより全世界にとっても緊急の最重要課題となっている、新型コロナウイルスを抑える新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築について質問をします。

まず初めに、町長が新年度予算編成に当たって、どのような思いを込めて予算を提案したのか。特に、コロナが終息した後は、これまでの社会様式が大きく変わると言われています。人口減少、少子化、高齢化による地域課題の進展の上に、今後は常に新しい感染症対応ができるような新しい社会様式、生活様式が求められるという課題もプラスされるのではないのでしょうか。

また、町政運営上、移住者を含めた若者を確保していくのは、持続可能なまちづくりを目指す上では必要不可欠な要素です。この若者を確保するために、全国の自治体が行政サービスの競争をしています。そこに、まちの特色、いわゆるカラーが生まれます。そのカラーを打ち出すのは、まちのトップである町長の役割・仕事だと考えます。新年度予算に盛り込まれた金児カラーはどのようなものがあるのでしょうか、お尋ねします。

以下は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金児町長。

○町長（金児英夫） 岸本議員の質問にお答えします。

私は、昨年の町長選挙に臨むに当たり、私の目指す「一人ひとりの人生に寄り添ったまちづくり」を実現するために、住民満足度の高いまちを目指しました。そして、そのための8つの公約を掲げ、当選の栄に浴することができました。

今回の令和3年度当初予算編成に当たっては、昨日の提案理由でもるる申し上げましたが、第7次智頭町総合計画の基本理念と第2期智頭町総合戦略を基本としながら、選挙において町民皆様とお約束した政策・事業が実現できるよう、可能な限り予算に反映したところであります。

病院、社協、そして住民と連携した地域福祉の実現、安全・安心に暮らせる健

康長寿のまちづくり、給食費無償化など子育て施策の充実、林業・商工観光業など産業の振興、移住・定住対策の促進、日本1/0村おこし運動や百人委員会など住民自治力向上へのバックアップ等々、これら各事業がこれに該当する事業であります。

先ほど議員言われました、独自のカラーというふうにはならないかもしれませんが、これまで住民の皆様と一緒に築き上げてきたまちづくりを、これからも住民皆様の身近なこととして実感していただき、安全で安心で活力がある、豊かで幸せな暮らしが実感できる、住んでよかったまちづくり、これを目指して予算を編成したところであります。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、町長のほうより新年度予算の編成に当たっての町長の思いを聞かせていただきましたが、その基本となるのは昨年度立候補に当たっての公約の部分と、従来から続いている第7次総合計画や総合戦略に基づいた政策提案というのは、これまでの流れをほぼ引き継いだものだという具合に聞いております。特に、予算編成に当たっての基本姿勢というところに、大体がその町長のカラーが出てくるものだと私は認識をしております。

ちなみに、昨年度の前町長の予算編成に当たっての基本姿勢というものと読み比べたところ、そんなに大きな変わりはないのかなと、昨年と大きく変わっているのは、このコロナ過でやはり社会情勢が大きく変わった。そのために今回コロナ後を見据えた新たな生活様式と、新たな行政様式を対応するための事業設計を行いながら進めてまいりますという具合に述べていますが、この新たな行政様式、特に生活様式については町民等の生活の在り方だと思いますが、この新たな行政様式という部分については町長、どのような視点でこれは盛り込まれているのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、新たな生活様式、新たな行政様式、これはあくまでもコロナ禍のという状況の中において新たに出てきた言葉なんです。ですので、基本的な考え方とすれば、こういったコロナの状況の中でこういった皆さん方の生活様式をするのか、こういったそれに対応した行政様式をもって対応するのか、そういったことなんだと思います。ですので、新たな行政様式がこうだから、青が赤に変わったよとか、そういう話しではないんだろうと思います。根本として

そういう思いを持ち、そういう視野を持って行政に当たるということで理解していただければというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 特に新たな行政様式、このコロナが終息をしても、やはりこれまでの生活様式では駄目だとか、駄目というよりも大きく変わっていく。特に、常に新しい感染症が起こるという前提のもとに、この行政様式にしても分散化というようなことも考えていく必要があると思うんです。

既に、いろんな各公民館に分散ができるような行動様式も入れていると思うんですが、もう一つは例えば今マイナンバーカードというものを活用した行政手続や、いろんなものの利便性を高めていくというような、これから予想されるような分野があると思うんです。そういうところを見据えて、今後の新たな行政様式というもので、いわゆる金児カラーという独自性が私は出せるのではないかなという気がしています。

特にこのマイナンバーカードを活用したいろんな事例が今、全国で出ています。これは、私が最近新聞で見たものですが、石川県の加賀市では今このマイナンバーカードを利用した好循環が生み出しているという具合に書いています。人間ドックの助成申請、それからいろんな行政手続、100種類に及ぶ行政手続なんかマイナンバーカードを使って、行政にもいろんな事務事業の簡素化、そして住民にとっても煩わしい申請、そういうものが簡素化される。今後は、特に新型コロナのワクチンを接種した後のいろんなフォローです。そういうものもしっかり把握できるようなことが予想される。

本当に、この後の質問でも言いますが、このワクチンを接種するのに、例えば今その人がどんな状態であるか。1回接種した人、2回接種した人というようなのがすぐに把握できるような、そういう状況があるようです。そういったもので智頭町もマイナンバーカードを利用して、本当に住みよいまちというものも実現できるのではないかなという具合に思っていますが、そういったこの新しい行政様式というものに対応した独自性というものについては、まだこれから考えていくところだと言われたんですが、そういった1つの事例も参考になるのではないかなという具合に思うんですが、その辺についてどうでしょう。町長としてこういうことで、自分の独自性を出していきたいなというような思いはございませんか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 具体的な例としてマイナンバーカードを出されましたけども、マイナンバーカードの普及というものが、私の独自の色になるかといったらそうではないんだろうというふうに思います。ただ、マイナンバーカードの普及によって、その利活用の幅を広げるといえるのは、時代の流れなんだろうというふうに思います。

私が町長になったから、ならなかったからでなくて、このマイナンバーカードをいかにして利用できるか、使えば便利なカードなんですけども、人間をナンバー化してそれを管理するというところに抵抗を持つ方々もおられます、実際。ですので、それが全てよいかどうかということは別としましても、新たな年度の対応として、こういった方々がたくさん出てくるだろうと、その対応に人員を配置するというのも予算化をしているところであります。

ですので、このマイナンバーカードを使ってということではなくて、この使ったことで町民にちょっとでも利便性を高めていただける、そういったシステムを今考えており、それを提供できれば住民サービスは上がるんだろうと。これは、私じゃなくてもできるんじゃないかなと思っていますけども、新たな年度としてはそういうもくろみをしていることは確かであります。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、カラーということを言っているの、それに引っかけてじゃないんですが、例えば、今、世界で二酸化炭素の排出量を抑えていこう、それが大きくSDGsにも反映されるというような動きがあります。

今、エネルギーを3つの色分けをしているそうです。化石燃料、石油・石炭で出るエネルギーを灰色だと、そしてもう一つは水色、そういった化石燃料から水素を取り出して、その水素を活用してエネルギーを作っていくんだ、電気に変えるというか、それは水色だと。もう一つはグリーン、これは本当に例えば太陽光とか、本当に二酸化炭素を排出しないエネルギーを活用するのがグリーンだと。もう一つは、やはりバイオマスを使ったエネルギーもグリーンだと言われていきます。

智頭町のこの豊富な山林資源を生かした、やはりバイオマスを使って発電をする。そして、それを地産地消するというような形で智頭町の独自性を出せるのではないかな。特に、先ほど同僚議員も山林の資源が、智頭町は素材で出していつ



ているというようなことも言われていますので、やはり智頭町の中で資源を活用して、それをエネルギーに変えて、そのエネルギーを地産地消していくというような、それこそ循環型の地域にする。そういったもので智頭町の特性を出す。その特性を出すことによって、やはり智頭町はイメージとしてですよ、いいところだな、本当に自然に優しいまちだなというような発信力につながるのではないかなという具合に思っています。

そういうことで、やはり町長がまちのトップとしていろんな独自性を出すということは、大変必要なことだなという具合に思っていますので、もう一度その辺について、やはり町長としての独自性を出す必要性については、どのようにご認識でしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほどエネルギーのことに言及されました。例えて言いますと、智頭町にとってみれば電力、発電ということになりましたら一番身近なのは水力発電、そして風力発電、そして先ほど言われましたバイオマスということで、これは9月だったか、安道議員にもお答えしたようなことがありますけども、いずれにしても、発電の規模によるので一概には言えないかも分かりませんが、電力が高ければ送電線をどうするか、いろんなことが加味してくるんです。小水力発電で今、鳥取県が中原に作っている。これは、山郷ぐらいを消費できるぐらいの電力なんです。

そういったことで、需要と供給のバランスがきちんと取ればいいんですけども、蓄電をするのか、しないのか、そういったこともあります。これは、たまたま具体例として挙げただけで、そういった1つの発電ということを考えての独自性を出すか、出さないか、地形的に言えば智頭町はそういった立地的には恵まれているのではないかと思いますけども、それが私の色になるかどうかというのは、先ほど言いましたように疑問なわけでして、私でなくてもそれはできるのではないかと思います。

ですので、私の独自性を出すべきだと言われますけども、基本的には町長の選挙に対しましたときに、前寺谷町政をある程度引き継ぐという思いを持って、私は立候補させてもらいました。ただ、立ち位置は多少違いますよと、同じことではないですよということは言って立候補させていただきました。それで、結果として私は町長になったわけですけども、それですぐ私の色を出せと言われても、

そう簡単には出せるものではないと思います。

でも、私は私の考えなり、私の立ち位置の中で智頭町政に対してこういったことがあり、こういったことをしたらどうだろう、思いの中で予算を組み事業を実施していきたいと思っていますので、結果的にそれが私のカラーとして後追いでも出てくるのではないかというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） では次に、この予算編成に当たってこの行財政改革プランをどのように反映したのでしょうか。昨日も、この令和2年度から令和6年度の5年間の第4次の行財政改革プランの提案があって、中身についても説明を受けました。まず、このプランをどのように捉えてこの予算に反映したのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 第4次行財政改革プランの主要項目に、持続可能な財政、それから行政体制の改革、住民・民間企業とのパートナーシップを掲げておりますが、令和3年度当初予算は、大型事業実施の影響もありまして、歳出総額が68億1,000万円となっております。予算編成に当たって、一般財源の圧縮を図った結果、一般財源ベースでは0.5%増と、前年度とほぼ同額となっております。これは、提案理由の中でも申し述べております。

そして、近年の大規模事業に伴いまして公債費が9.1%、1億1,000万円余りの増であるということを考えますと、一般財源の削減に大きく努めた結果ではないかというふうに思っています。

厳しい財政状況の中、実施する事業においては、効果的な税収入の仕組みとしてコンビニ収納の導入、それから行政手続のスマート化のためのIP告知端末化の更新、それから公共施設の適正管理の一環である那岐小学校の改築事業、こういったことにつきましては、町民の暮らしに直結して、また、まちの将来を見据えた事業であるというふうに考えております。そして、このプランの主要項目に基づいた事業であるのではないかというふうに思います。

そして、その他の様々な事業についても、行財政改革プランのもととなる第7次総合計画を反映した予算としているところであります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 昨日、この行財政改革プラン新シミュレーションというものを見させていただいて、令和3年度の部分を見ると歳入合計がプランでは62億円、実際に示された当初予算の概要では68億円という具合に、ここら辺がどのようにこのプランというものと実際の値が、大分食い違ってきている部分があるんです。

今年度の予算の概要を見ると、68億円のうち貯金の取崩しである繰入金が10億円、まちの借金である町債が11億9,000万円で、歳入の占める割合がその2つで入れると32%ということで、非常にいびつな予算編成になっているような気がします。

今後、町税も右肩下がりですべて下がっていきます。逆に、これまでの町債の返済に当たる公債費、直近の一番低いときで平成29年には4億6,800万円、これがピークの令和8年度には9億2,000万円になるという予測、公債費シミュレーションも示されております。

要は、町税は減っていく、そして借金返済の額はどんどん増えていくというような、本当に厳しい財政見通しが立たされている中で、このシミュレーションというものを本当にこれからの実際の予算にどのように反映していくのかと、ちょっと見えにくい部分があるんです。このシミュレーションというものがあくまでも予測だという前提なのか、このシミュレーション、行革プランのシミュレーションという部分の位置づけについて、ちょっと再度町長のお考えをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） まず、シミュレーションの話しに行く前に、先ほど言われました、予算と行改革プランの乖離があるのではないかというふうに言われました。実際、この行財政改革プランの素案は、この予算編成前に作成したものでありまして、その辺の数字の乖離はあってしかるべきというふうに思います。この乖離については、本プランの進捗を管理する上で、決算等をもとにまた見直しを行っていきたいというふうに思っています。

それから、行革プランのシミュレーションであります。これは、議員よくよくご存じだと思うんですけども、実際平成14年、15年のときの合併論議のときも同じことがあったんだと思います。実際収入は低めに見ています。そして支出は多めに見ます。これはシミュレーションとして王道なわけですから、この数字

になります。ただ、ほっておくとこの数字になるので、この数字にならないようにみんなで頑張ってもらいましょうねというのが、この仕様だというふうに考えてもらえればいいのではないかと思います。

実際、先ほど言われました繰入金をこれだけあるよ、それから起債もこれだけあるよと言われました。確かに数字としてはあるんです。でも、毎年毎年の決算の状況を見てもらえれば分かるんですけども、ほぼほぼ繰入金はゼロに限りなく到達するような数字に結果としてなっています。

そして、予算編成のときに総務課長が説明しましたけども、こういった有利な起債を書いております。ほぼ過疎債なんです。そして、釈迦に説法だと思いますけども1万円借りたときに3,000円返せばいいわけです。ですので、手持ちの3,000円を持っていれば1万円が事が足りるということになってくるんです。ということは、返済時期の公債費が増えれば、そのときに地方交付税も増えて返ってくるという理屈になってくると思います。

ですので、ここ数年、智頭町の交付税は徐々にですが増加しておるわけです。そういった意味合いの中でも理解していただければ、このシミュレーションというものは分かってきていただけるのではないかと思います。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 昨日もこの行革プランを議論したときに、逆説的なものだという具合に私は見ました。例えば、シミュレーションでは令和6年度には、基金の残高が2億9,000万円になるようなシミュレーションで、そうならないようにするためのプランというような、プランはあくまでもプランだけど、そうならないようにするために、いろんな努力をするんだというお話が出てきて、確かにプランではこのままいくところになりますよという見通しで、そういう悪いようにならないようにいろんな努力をするんだということで、このプランのいろんな改善点とか、いろんな見直し部分というのを多分入れていると思うんですが、大概普通のいろんな計画というものは、そこに向かっていくように努力をしていくというのが大体の計画だと思うんです。

だけど、この行革プランについては、こう悪いようにならないようにするんだという意味合いもあるという、昨日の議論をしたときにそこを感じました。町長としては、あくまでもこれはプランでこういう悪い状況にならないようにしていくものだという、もう一度その認識についてちょっと確認させてください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 何回も言いますけど、項目としては将来的にはこうしなければいけない、ああしなければいけないということは、ずっとプランでは書いておきます。ただ、そうは書いておきながら先ほど言いました、何もしないでいればこういう数字になる可能性が高いんで、そういったことはまちの将来にとってもいい結果をもたらさない。じゃあ何をするか、ちゃんと書いた項目どおりのことをきちんとしていけば、こうなることを回避できるんじゃないかと、そういう思いを持ってこの一覧表を出しておるわけです。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 次に、新型コロナワクチン接種体制構築についてお尋ねします。今、日本におけるワクチン接種の最大課題は、ワクチンの必要量がいつ確保できるのか分からないという、特に現場で接種を行う自治体にとって非常に体制を組みづらいという現状は、重々承知した上での質問とならざるを得ませんが、町民にとっても関心の高いことですので、最新の情報化での今の智頭町の接種体制をどのように構築しようとお考えなのか、お尋ねします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 想定している接種等の体制ということであります。先の臨時議会で、それから委員会も含めてなんですけども、その辺で報告しておりますように、智頭町における新型コロナワクチンの接種につきましては、智頭病院とそれから町内の開業医での個別接種と、そういった形になってくるというふうに思います。いわゆる2方式でやろうというふうに考えております。

集団接種におきましては、病院と相談の結果ドクターが2名、それから看護師4名を想定しております。そして、そのほかにもまちの保健師、それから事務職員、そういった者をある程度配置して体制を整えていこうというふうに思っています。

他町での訓練事例等といったことも想定しながら、今後まちでも事前の訓練を行ったりということを考えて、安全で安心してワクチンが接種できる、こういった体制を作りたいというふうに考えています。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 当初は、国は3月中に医療関係者の接種を終えて、次に4月に入ったら高齢者というようなお話だったんですが、いかんせんワクチン

の確保ができていないということで、今現実に多分智頭町には1箱分ですね、975人分ですか。それはあくまでも1人で2回接種しようと思えば、その半分の490幾らですかね、その人数分だと。もし、そうなったときに個別接種と集団接種ということを考えていると言いましたが、やはり効率的に使おうと思えば、まず集団接種ということを重点に置かざるを得ないのかなという具合に思うんですが、その辺については取りあえず今の現状の1箱分を接種しようと思えば、どのような想定のもとにこれはやろうとお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、この1箱が12日の週に来るのか、19日の週に来るのか、まだ私のところには言明はされていないんです。何か報道関係の方々は何日にくるよというようなことを知っておられるようなことがありましたけども、智頭町ではまだ承知しておりません。ただ、約500人分の1箱ということであります。

基本的な考え方とすれば施設、特に例えて言えば特別養護老人ホームに入っておられる方とか、それから長期療養型の智頭病院のほうに入っておられる方とか、そういった方をある程度限定しながら高齢者の方をやっていきたいと。ですので、あくまでも約500人分ですので、これについては当面という考え方しかできないんだろうと思っています。実際、4月に入って本当にいつ来るのか、まだまだ分からないので、4月に入ってどんと来ればまたそれなりの対応をしたいと思えますけども、それから先の考え方ということになると思います。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） あとやはり私が心配するのは、例えばほぼ全量確保できたとして、どうやって例えば高齢者部分にしても予約、集団接種をしようと思えばある程度、1日当たり100人単位で打っていくというような状況になると思うんですが、その日にちを特定をして、この日にあなたは打てますよというような形になっていくと思うんですが、そういった予約を取る仕組みです。そういったところについて、どのような予約を取るような仕組みというか、そういうものについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 予約調整等々につきましては、コールセンターを委託先として開設することというふうに考えています。全ての予約をコールセンターが行

うことで、予約を一元化できて医療機関の負担軽減にもつながっていくのではないかというふうに思います。分かりやすく利用しやすいと、そして効率的な体制というものを構築していきたいというふうに考えています。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、予約をコールセンターを活用してということですが、これは智頭町だけのコールセンターじゃないんですね。多分この東部一円とか。このコールセンターは、智頭町民専用のコールセンターという考えなんですか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 智頭町独自の考え方です。それぞれの町や市は、それぞれの考え方に伴ってやっているようであります。コールセンターを使うというのはまちの考え方です。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 住民にとって、あと町から接種券というものを発行して、それに基づいて打っていくという形になると思うんですが、あくまでも接種券はあなたはこれで打てますよというだけのもので、あと予約については個々がコールセンターを通じて、自分の希望する日を予約をしていく。日程については、その日が人数的にもういっぱいだというようなことも当然予想されますので、基本的には個々が自分が打ちたい日で、この集団接種という形の中では大体週に何日これを接種しようと思っているのか、ほぼずっと毎日やっていく体制なのか、その接種の体制についてはどのような状況でしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほども申しましたけども、接種の仕方は集団接種と個別接種ということで考えております。個別接種につきましては智頭病院、それから開業医共に、大体1日30人ぐらいの接種を予定しているところであります。これは、これまで実施してきていますインフルエンザ予防接種の実績をもとに、ドクター等々と相談した結果の数字としております。

これによって、大体個別接種で1週間に300名ぐらいの接種が行えます。そして、半日間の集団接種を今度は1回することで、大体集団接種としては120名の接種が可能というふうに考えていますし、大体3週間に2回ぐらいの集団接種というものを基本として考えております。ですので、大体1か月で約1,500

0名の接種、合わせてです。そのくらいが可能というふうに考えております。

実際、高齢者、それから高齢者施設に従事している方々、そういった方の1人2回の接種ということを考えれば、大体3か月くらい必要になるかなというふうに考えます。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。最後の質問になります。

○9番（岸本眞一郎） このワクチン接種というものは、非常に町民にとっても関心事です。このコロナの感染を終息させる、経済を活性化させるということに大きく結びついておりますので、町としてはまずはそのワクチンの確保がどうなるかという、大変悩ましい状況の中で、やはりそれが確保できたときには、町民の安全・安心ができるような接種体制の構築をしていただいて、今後の町民の期待に答えていただくよう希望して、私の質問を終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、岸本眞一郎議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

開会時間は、議場の時計で午後1時とさせていただきます。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、國本誠一議員の質問を許します。

4番、國本誠一議員。

○4番（國本誠一） 議長の許可を得ましたので、通告に従い質問を行います。

私は、昨年来続くこの新型コロナウイルス感染症、コロナ禍でいろいろ懸念される事象の差別に対する問題、こういったことを念頭に、このたび鳥取県が一部条例を改正しようとしている問題について、町のお考えを伺いたいということで質問をさせていただきます。

鳥取県は、新型コロナウイルスの感染拡大やSNSの普及で顕在化した差別に対応するため、新年度から人権補助金制度も合わせた条例の改正を行うようであります。こういった動きに対して、智頭町も県の動きに対して連動した動きを、今すぐということにならないかと思っておりますので、提案という形になるかも分かりませんが、そういったことに対するお考えをお伺いしたいと思います。

以下は、質問席のほうで行いたいと思っております。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。



○町長（金兒英夫） 國本議員の質問にお答えします。

鳥取県では、インターネットやSNSの発達、それから新型コロナウイルス感染症の拡大などによりまして、人権に関する問題が複雑化、多様化している状況を鑑み、差別のない人権が尊重される社会づくりを推進するために、鳥取県人権尊重の社会づくり条約の改正について、2月定例会において提案されております。

主な概要につきましては、県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、人権が尊重される社会を実現するため相互に協力し、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。もう一つ2番目としまして、何人もインターネットを通じて行う行為を含む差別行為をしてはならないものとする。3番目としまして、県は差別行為を防止するため、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行う。4番目としまして、県は差別行為を受けた者に対する相談対応など必要な支援を行う。最後に、県は差別行為の実態把握及び情報収集・分析を行うといったことなどがあります。

議員ご指摘の、既存条例への差別事項と申しますか、の追加等につきましては、智頭町基本的人権の擁護に関する条例の目的に、「いまだ厳存する部落差別をはじめ、その他の差別を根本的かつ速やかに解消するため、必要な施策を講じる」ということ。また、第2条では、「町は、差別解消に向けて人権啓発活動等の施策を、積極的に推進するものとする」と、それと3条におきまして、「智頭町民は、基本的人権を尊重し、人権啓発に関する施策に協力するとともに、部落差別並びにその他の差別行為、助長する行為をしてはならない」と明記されておまして、差別禁止など、県条例の改正事項にほぼ対応した内容となっていることから、現時点において町条例の改正は考えておりません。

しかしながら、県や国、この動向や社会の状況を踏まえながら、必要に応じて、現状の状況において条例や計画の見直しについての検討をしてみたいというふうに考えております。

また、県における人権補助金制度の創設につきましては、県内の民間団体が、人権尊重の社会づくりを目的として行う人権啓発普及促進に資する事業の実施に、直接必要な経費に対しての補助金を、これもこの2月定例議会に提案されるとしている、県の当初予算に計上されているというような情報を得ておりますけれども、この制度内容等さらなる情報収集を行いまして、該当するような団体があるとなれば、その情報の提供等を行ってみたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 國本誠一議員。

○4番（國本誠一） 確かに町長おっしゃるとおり、智頭町では智頭町基本的人権の擁護に関する条例というものがあります。これは、県の人権尊重条例に関してもほぼ同じような内容があります。で、このたび県がこの県の人権尊重条例を改正しようとする中身としては、これはちょっと新聞報道だけで申し上げるんですが、これまでの啓発を目的にした理念条例から、差別の解消・防止に重点を置いた実践的な条例に作りかえるということでもあります。

改正案では、これまで同和問題とか女性・障害者の問題等が特にピックアップされてきたんですが、この中にやはり最近コロナを対象にした感染症による差別、誹謗中傷、こういったものが顕在化して表れてきている。それと同時に、最近ではマイノリティ、少数者と言われますが性的指向であるとか性自認、また民族・信条、こういったものを追加して差別解消に取り組む場として、職場や学校、地域、家庭などを示し、身近な問題としてより認識してもらおうというふうな趣旨だということです。

同じく県の同和対策課の課長さんが、コロナ過で相次いだデモや誹謗中傷についてはコロナを恐れるあまり、隠れていた差別意識が顕在化したというふうな発言もあります。やはり心の中のどこかに差別意識というものがあって、それが何かのきっかけで出てくると、表面に出てくるというようなことが、10年たちましたけど東日本大震災のときも、震災によって起きた原発事故、これの放射能汚染ということで避難された方、日本全国各地に避難された方にも同じようなことがあったと思います。いまだにあると思います。

そういったことがやはりどこかにあって、こういうときに表れてくるということでもあります。こういったことをなるべく少なくしていくための、より強い啓発活動、啓発というものを目指した条例づくりというのが、県のねらいだらうと私は思います。そして、その県のこの条例は、人権尊重の社会づくり条例というのは、県が定めるんだけど県及び市町村及び県内に暮らす全ての県民がそれを実践していくんだよというふうなことになっています。

ですから、県がすることだからということじゃなくて、やはりそれはどこにしよう、どこの自治体だらうと実践をしていく、こういった姿勢で臨んでいただけたらというふうに思います。金兒町長は、前町長の時代から副町長としてもやってこられましたし、職員の時もこういった問題には積極的に理解を示され取り組んできていただいたというふうに承知はしております。

ですから、このたびの昨日の議案の提案理由の中で述べられた所信の中にも人権尊重、差別のないまちづくりということは公約の中にも掲げておられますし、それを実践してくんだということも申されました。そういった強い姿勢のもとでぜひとも推進をしていただきたいという思いも込めて、こういったことができれば、何でも後追いでやればよいということではないんですが、必要な部分はやはり必要なところに盛り込んでいくというようなことも考えていただきたいというふうに思うわけでありませう。

昨日も、本会議の中で条例の改正の部分で、総合センターの条例の改正の中である1室の名称について同僚議員の方、複数の方からその名称の在り方についてということも指摘がありました。ちょっとしたことがやはり気づかないところに潜んでいるという、それに気づくか、気づかないかということがあろうかと思ひます。こういったことも、やはり日頃の啓発活動というふうなものを通じて、より気づきに近づけていく、もっていくという、こういう形にさせていただけたらというふうに思ひます。

それから、同じく議案の中に昨日もありました。議案第35号から38号でしたか、福祉課のほうから説明がありました。特に施設関係を中心として利用者への虐待だとかいうようなことと、併せて人権の擁護ということが全ての項目にうたわれていたと思ひます。こういったことがやはり求められてきている社会、世の中なんだなというふうなことがより鮮明になってきていると。これは部落差別だけということではなくて、それによって気づくいろんな心の中に潜んでいる差別性・偏見性、そういったものを気づくための1つの材料として、これは考えていただけたらというふうに思ひます。

まだまだ実際に、県も具体的なところでどうということにはなっていないと思ひますが、先ほど申し上げた福祉課で申された施設関係の人権擁護、虐待防止と併せてその介護者に対する研修も行っていくということ。その研修に対して同僚議員から質問があったときに、予算的な措置はないんだというふうなことがありました。そういったことも、この県の改正の中では民間団体による人権活動の支援・補助金ということで、この報道だけで見ると補助率は2分の1、上限が10万円ぐらいというふうなことで書いてある。実際、これがどういうふうになるかというのはまだ分かりませんが、そういった内容であるようです。

そういったことも1つ利用できる部分であれば利用して、職員の方の研修とい

うようなことにもつながるのではないかというようなことも考えます。これは、今すぐどうこうということにはならないでしょうけども、ぜひ検討をいただけたらというふうに思いますがどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議員言われますとおり、根本的には県がするから町がするということではなくて、すべきことは行政としてやっていかなきゃいけないと思います。ただ、今回の県の創設した補助金制度も具体的な内容がもう少し分かりませんので、ただ、こういった人権啓発、それから弱者対策、いろんな意味での行動に対して補助金を出すということだろうと思うんです。ですので、そういった底辺を広げる意味でもそういった活動をされる方がありましたら、こぞってまちにも両手を出していただきたいと思いますけども、まちのほうもそういったことを視野を広げながら拾い上げできるものはやって、こういったことがありますよ、こういったものをもらえますよ、もう少し活動してくださいねとかいうことをやっていきたいというふうに考えます。

○議長（大河原昭洋） 國本誠一議員。

○4番（國本誠一） ここに鳥取県人権尊重社会づくり条例で一部改正する部分というふうなものもありますが、これはまだまだ正式なものということにはならないかと思いますが、こういったことが実現された暁には、やはりさっき町長が申されましたように、いろんなところへのこういったことがあるよという啓発的なもの、またお知らせ的なもの、そういったものはまた私たちも場面によっては組織としてお話しする場面もあるかも分かりませんし、直接お話しする場面もあるかも分かりませんが、ひとつ人権啓発のまちづくり、尊重のまちづくりに向けて力強く進んでいただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

今日は、たくさんの方の質問が昼から予定されておりますので、そういったことを申し上げて次の質問に移りたいと思いますが、次の質問も町消防団の小型ポンプ移動用の軽トラック購入補助ということは、私は議員になって初めての平成29年12月定例だったと思いますが、確か町に提案させていただきました。それが30年度に検討され、その翌年に具体的になったということで、昨年実際その制度が創設されて利用されたということが、その時点では気がつかなかったんですが、昨年お聞きしました。

12月定例でお聞きする予定だったんですが、私の一身上の都合でお聞きできなかったんですが、担当課のほうから事前にお話を聞いたときに、昨年度はこうだよというようなことがありました。できれば、その制度の内容で昨年実際どれくらい手挙げがあったのか、今年の来年度予算にも予算が見込まれているようですが、その辺のところについてだけちょっと簡単にお聞きできればというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 消防団用の軽トラックの話であります。言われますとおりに29年12月の定例会において、國本議員がそういった考え方を示されました。それを受けまして、軽自動車購入に対する補助金の補助制度の創設ということで、消防団と協議しながら今年度、新たに消防団小型動力ポンプ、その搬送車、これの補助制度というものを創設したわけであります。

これは、消防団が小型ポンプを運搬するための車両を購入する費用を支援するというものでありまして、補助対象経費は車両の購入費用及び智頭町消防団という文字を入れる費用、これの分でありまして、その金額の3分の2、この上限を20万円としました。これを助成することとしております。

今年度は3件の予算措置をしておりまして、この3件の利用がありました。この輸送用の軽トラックを持っているところがそんなにたくさんあるということではないんですけども、また今年度というか、来年度3年度、これを出てくるということもある程度考えまして、当初予算では2件分40万円を計上しているところであります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 國本誠一議員。

○4番（國本誠一） 分かりました。なかなか担当課長からお話を聞いたときに、ざいのほうではかなり運搬用の車はあるよというようなこと、私がこれを言ったときには、やはり自分の近くではそういったことがなかなか、人の車を当てにしてそれを借りてというふうなことだったので、いろいろ気を使いながら消防団活動をしているんだというようなことを聞いた中で、こういうことを提案させていただいたわけです。

あつてはならないことですが、やはり緊急時に迅速に動けるということであれば、やはりそこにそのものがあるというのが一番いいわけですし、そういったこ

とに今年度手を挙げられて購入されたところは、そういう活動ができる。それは、イコール住民の方の安全・安心につながっていくんだというふうなことになるのかと思います。そういったことは念頭に、今後もそういった希望があれば対応していただきたいということを申し上げて、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 以上で、國本誠一議員の質問を終わります。

次に、安道泰治議員の質問を許します。

3番、安道泰治議員。

○3番（安道泰治） それでは、議長の許可をいただきました。あらかじめ通告済の件に関して質問をいたします。

まず、最初に持続可能な交通体系、共助交通の構築についてお尋ねいたします。昨年10月9日に岩美町中央公民館において、鳥取県地域づくり推進部中山間地域交通局地域交通政策課長の西川氏が講師で、東部町議会議長会議員研修会が行われました。持続可能な交通体系、新たな地域交通体系の構築という演題でありました。

その講演・研修会に参加して、鳥取県の公共交通の現状や交通政策基本計画などの取組を聞き、鳥取県内のバスの補助金の支出額が年16億円かかっていることや、5歳以上の全県民が今より年16回バスを利用すると、税金支出は不要になるというようなこと、そして、令和2年7月から鳥取県庁では「バス・鉄道乗ってまもり隊」という従来のノーマイカー運動を発展させた活動が開始され、公共交通機関を利用し時差出勤する場合、直前の勤務日までの申請でオーケーとなっているなどというような、ユニークな取組が行われておりました。

そうした中、県内の新たな交通体系構築事例の説明を受け、まさに本町が今取り組んでいる共助交通システムの構築に合致したテーマであると思いながら、我が智頭町でも那岐・土師地区において、AIデマンド予約システム実証実験が10月19日月曜日から23日金曜日まで5日間行われました。

自助・料金負担、共助・ドライバーの確保など、公助・財政負担等のバランスを取りながらドアツードアの利便性が高く、交通空白地を解消し、交通弱者を出さないための、新たな共助交通の第一段階の導入・検討を行っているところではありますが、若桜町の吉川地区、鳥取市河原町、また佐治町なども同じ頃に交通空白地有償運送に向けた取組を行っているところにも、議会といたしましても視察

を計画しております。

ウィズコロナ、アフターコロナに向けた感染防止対策も考えていく課題もたくさんあると思いますが、まず、新たな共助交通に向けての進捗・対策を町長にお聞きしたいと思います。

なお、以下の質問は、質問席にて行いたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 安道議員の質問にお答えします。

持続可能な交通体系の構築についてのご質問であります。先ほど、河村議員にも答弁しましたので、多少重複することがあるとは思いますが。

今年度は、次世代告知端末にデマンド型予約システムのアプリケーションを搭載し、利便性を高めることができるかどうかの実証実験を行いました。結果は、動作における問題はありませんでしたが、運転手の管理方法など新たな問題も見えてきました。これも先ほど述べたとおりでございます。

進捗についてですが、これもそうなのですが、運行実現に向けては運行体系の構築も必要でありまして、既にシルバー人材センターと協議を進めているところであります。シルバー人材センターもこの状況をちゃんと踏まえてくれておりまして、これはぜひとも協力していただけるというようなことになっております。さらに、運転手確保のためにでございますけれども、地区振興協議会などとの連携も重要であると考えておりまして意見交換を行っております。

令和3年度は、今年度新たな年度におきましては運行体系を構築した上で、この実際の運行を想定しながら、実証実験を計画しておるところであります。それを踏まえて、令和4年度中には新たな体系で運行をスタートして、持続可能な住民に寄り添った運行を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 同僚議員が一番初めに聞いたので、大体同じような答弁なのかなと思っておりましてけれども、予約システムの実証実験、第一段階だと私は思っておりますけれども、私もAIデマンドシステム、これについてやはり那岐・土師地区において試験運転のドライバーをされた3人の方に、いろんな問題点とかなかったでしょうかとお聞きしてまいりました。担当課のほうから町長は聞かれているとは思いますが、その中で利用者79名で配送件数52件で端末で予約された方が40件、個人で。代理予約というのが12件あったそうで

ございますが、やはり高齢者の方には予約するときに大変面倒じゃないようなシステムにしていきたい。

進捗を今、お聞きしましたが、那岐・土師が終わって、次は確か山郷・山形の辺とか、どの地区でやるかはまだ分かってないかもしれませんが、コロナ禍の中において進捗がちょっと足踏みをしているのは仕方ないと言ったらあれですけども、これを進めていく中で、いろいろ聞かれたことを生かしていただきながら、簡単なアプリ、アプリなんかを入れられるときにも本当に簡単な、高齢者が1回で押したらできるような、そういうことを取り入れていただくようなAIのシステムになったらいいなとか思っているんですけども、その辺については町長どうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 偶然かどうかは分かりませんが、私が病院に行ったときにちょうどその実証実験をしている最中でして、利用者の方、特に高齢者の方、その前で2人ほど待っておられたんです。そのうちの1人が「どげえするじゃい、どげえするじゃい」というような格好でこのモニターというか、あれを見ながらしてたんですけども、結局はそこで業者の方がいて「こうですよ、ああですよ、ここ押して、次押して」と言われて、そのとおりに押したらできたと。だから、それが1人のときにどれだけできるか。

だから、そのアプリケーションがいかにして簡単に単純化して、そんなにずっとこの画面から次の画面、3番目の画面、4番目の画面とかいって画面のつながることのないような、少しでも単純化したような予約システムができれば、もっとスムーズにいけるんじゃないかなというふうな思いはしていました。ただ、思いとしてそれが実現可能かどうかということはあるんですけども、できる限り利用者の方に簡素化を、そして利用される方が迷わないでできるようなやり方という思いを持っています。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） ちょうどまんがいいのか悪いのか、町長がそういう場面に居合わされたことは、今思うとですけど大変よかったのかなと思います。アプリの単純化、簡素化、ぜひとも担当課のほうに言っていただいて、そういうふうに簡単にできるようにしていきたいと思います。

もう一点は、ドライバー3名からの聞き取りの中で、ハイエースとキューブが



使われていたようでございますが、やはり問題点といいますか、待合場所の環境を確保するとか、立って待つとくのはどうなんだろうという面もありましたし、またワンボックスは車高が高くて、乗り降りのステップがたまたまリースの車だったのかどうか分かりませんが、なかったそうです。後ろから持ち上げるわけにもいかず、やはり次に場所を変えてほかの地区でやられるときには、そういうことも考慮しながらやっていただきたいなと思います。

それと、先ほど町長のほうが言われておりましたシルバー人材センターとの協力、やはり有償運送に関しては、人材センターさんノウハウがたくさん持っておられると思いますので、先ほど町長言われましたように、連携がとても必要になってくるのかなと思います。

次に、登録ドライバーの募集など、今さくつと言われましたけども、やはり智頭町の強みであります。地域自治組織の住民活力を生かして、そこを使っていただいで、ドライバーを募集していく上でもそれがとても大事なのかな、振興協議会なんかに頼んでしていくのも大事なのかなと思いますけども、もう一度お聞きしたいんですけども、このドライバーをお願いする、これが一番私が思っておると、車とかは何とかなるかと思うんですけども、やはりドライバーに関しては人を動かすというのは一番難しいと思いますので、この辺のあたりについては、ほかに考えがありましたらお聞きしたいと思いますが。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど言われましたとおり、基本的にはシルバー人材センターというものを、やはり何年も何年もされていますし、事務局のほうもそういった事務をされているということもあって、指示をしやすいというようなこともあるんだろうとは思いますが。

ただ、それだけではなくて、先ほど言われましたように地域に密着した方々、そして、利用される方々の状態をよく知っておられる地域の方がドライバーをされるということになれば、もっとサービスの向上というか、その利用される方の身になって車の運転なり、それから利用なりをしてもらえるんじゃないかというふうに思います。

そういったことを考えて、各地区振興協議会にお願いしたいという思いを持ち、1月には那岐と智頭を除く4地区の振興協議会の方と、そういった話合いをしております。1回で結論が出るものではないんですけども、ただ、残りの那岐、そ

れから智頭に関しましては、この3月中に協議をして一応一通りそういった情報を共有してもらえるとというふうな状況になります。

ただ、1回、2回したから、これが全て解決して、これができるよということではなくて、こういう情報があつてどういう状況でできますか、できませんか、できるとしたらどういうことですかとかいうことを、だんだん煮詰めていければ、運転手の確保にもつながっていくのではないかというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 4地区の協議会を集められていて、一歩ずつ進捗はそうやって進んでいっているんだなというふうに思いました。ぜひとも先ほど申しましたように、3名のドライバーの方から意見を聞かれていると担当課、思いますので、小さいことですが車高の乗り降りのときの分とか、そういうことも加味していただいた中で、試験運転を次の地区で行っていただいて、なるべく早く実行して行っていただきたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。作業道整備事業についてお伺ひいたします。近年、豪雨などによる災害が増加しておりますが、林道に流れ出た土砂で車が通れない状態になっていたのも、これ私が歩いて登ってみると、搬出材を出した後の荒れ果てた作業道や谷川の真ん中に道を通してあるので、原形もなく変わり果てている姿も目にいたしました。

私、前は林道のほうで地域整備課のほうに質問させていただいたんですけども、このたび作業道をつける場合の傾斜や谷の道の通し方など、許可申請が適切に行われているのか、この後の、つけた後とかのチェック機能とかはどうなっているのかを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議員ご承知のとおりだと思いますけども、保安林内での作業道開設に当たっては、森林法に基づく県の許可が必要となります。許可申請書に添付されています標準断面図や平面図を県が審査しており、当然のことながら許可された申請書と現地が異なれば、それは許可違反、または許可されていない行為であつて、県の監督処分の対象になるという場合があります。

県から発出される許可書には、許可条件として「水、土砂等の流出により被害を及ぼさないよう事前に防災措置を講じ、林地の保全に十分配慮すること」などが付されておりまして、事業者はこれを遵守する義務があります。普通林におけ

る作業道開設の場合は、伐採届が町に提出され、許可を伴うものではありません。

12月定例会の一般質問でもお答えしましたが、豪雨等で被災した作業道について、災害復旧事業の対象とならずに森林施業に支障が生じる場合については、町独自の補助制度を活用いただければというふうな考えを持っております。

いずれにいたしましても、保安林・普通林にかかわらず、作業道の適切な管理、これについては県と連携しながら適正に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） この作業道でありますけども、先ほどお聞きしましたけど、これは申請を出した業者なのか、また所有者の後から見る面倒ですよ、ずっと後の、そういう責任というのはどこなんでしょうか。午前中の同僚議員の質問の中にも、業者から受けてそのままに全部切ってしまうって、それが原因で民家のほうにも影響を与えたということも午前中にありましたけども、これ、作業道に関しては申請者なのか、切る業者なのか、それとも所有者のほうなのか、責任というのはこれどちらにあるんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 基本的には受益者だというふうに考えております。あくまでも業者は、それを施行するに当たった業者であって、許可を提出して受けるのは受益者だというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 許可申請を出すのは、所有者のほうだということですが、頼んだ所有者が高齢で見に行かずに業者任せになっていて、午前中同僚議員も言っていましたけども、それで間伐ではなしに皆伐に近い状態になっているようなところがあっても、これは所有者は高齢で見に行けないです。これでも業者に責任というのは町長ないのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） するのは業者なんですけども、させるのは所有者なので。ですから、特に山林所有者、それからこれは皆伐するにしても、この作業道をつけるにしても一緒なんだと思うんですけども、山林所有者は大体そういった知識がないので、ここに作業道つけてどうですか、こうですか、じゃあ支障になる木をこれだけ切って、それを出したら金になるのでこの作業道の費用はほぼペイで

きますよとかというように感じになってくるんだらうと思うんです。でも、やはりそこは所有者としても受益者としても、ある程度の知識なり考え方を持ってやっていたらいいというふうに思うわけです。

すべからく全部しろというのは、なかなか難しいのかも分かりませんが、やはり自分の山であり、自分の所有物でありということになれば、それを知らなかったで済ませると、自分の財産を全部人任せになっているということになってしまいますので、ある程度の認識は持ってほしいなという考えを持っています。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 町長言われるとおりであると思いますが、しかし、作業道を作るときに県の保安林に関しては県の申請、届出等があるということですので、確かこれはチェック、林道つけてからチェックは5年後にということですが、それは間違いないでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 細かいこと、その数字的なことは分かりませんので、担当課長にふります。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） では、補足の答弁を申し上げます。一般的に保安林内での作業許可、作業道開設に伴う作業許可の場合は、5年間を上限とした許可というのが一般的であります。5年間たてば、また引き続き森林施業にその作業道を使うということであれば、作業許可の更新手続をするということになります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 5年間そこが継続でやっていって、それが5年が切れるともう一回継続届を出したらいけるということですか。それまでに全部切ってしまった場合は、それで災害が出た場合はどうなるんでしょう。

○議長（大河原昭洋） 町長に答弁を求めますか。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 作業道をつけるときに、全部切るという状況になるんですかね。もともと作業道をつけるときには、皆伐目的で作業道をつけるのではなくて、林地の保全という意味合いの中で作業道、いわゆる作業をするための道路な

わけですから、その作業道をつけるというのが本質になってくるんだというふうに思います。

そして、元来作業道というのは、作業が終われば原型に復すのが自然だというのが理念なわけです。一般林道のように林道をつけて、それをずっと道路として活用しながら山を保全するというでなくて作業道、作業目的が終わったら、先ほど言いました5年というのはそういうことなんだと思います。ある程度の作業は5年で終わらせなさいよ、それからしばらくしてまた作業ができてくる場合には申請しなさいね、ただ、継続的にもう少したてなきゃいけないことになれば、5年が経過した後に更新手続を取ってくださいねということになるのであって、そこが皆伐されるということは、もともと作業道の趣旨に反しているのではないかというふうに理解しますけども。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 内容的には町長、私が見に行ったところは、そういう状態になっていて、5年どころじゃない古さなものだったので、こういうところはどうやってチェックして行って、どうやってしていくのかなど。これは災害につながるんじゃないかなど。山を見に行ったときに感じたものですから、今回こういう質問をさせていただきました。内容は分かりましたので。

あと、関連してですけども森づくり作業道整備の助成事業について、保安林ですと最大で95%、そうでない山林、普通林ですけども、これは65%と補助率が違いますが、搬出材の増加促進のためにも、このところまちをかさ上げして調整する考えはないのかお聞きしたいと思います。まず、美しい森林づくり基盤整備事業で令和3年3月31日でなくなる単町で、代替え需要見込みというふうになっておりますけども、これ町のかさ上げで保安林と普通林両方ともが15%増となっているかと思うんですけども、森づくり作業道整備の助成事業については、これも同じように搬出材を増やすという考えから、かさ上げして調整するというような考えはございませんか。お伺いしたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 森づくり作業道の補助率は、先ほど言われましたように保安林と普通林で差があるということでもあります。基本的には、保安林・普通林ともに県の補助率は50%でありまして、町はそれの15%のかさ上げを行っているところであります。そして、保安林の場合には県の独自の課税をしております、

森林環境保全税という、これを財源に県が30%のかさ上げを行っているわけです。まちが15%、県は保安林だから30%のかさ上げを行っているということになっておるわけです。

町内の民有林の保安林率というのは86%と結構高いので、何ていいますか普通林というのは、そう多くないのではないかというふうに思っております。実際、今言われましたような普通林におけるまちのかさ上げについてということになりますけども、まちが独自でかさ上げをということについては、今のところはちょっと財政的な考え方からして難しいなというふうには考えています。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） まちで財政的なかさ上げをということは、ちょっと厳しいかなということでございます。私も促進材の1,200円の補助から何から、補助したほうがいいんじゃないかということばかり言っておりますけども、やはり第一基幹産業である森というものに対して、やはり大事にしていけないといけないのかなという思いで言わせていただいておりますので、財政負担が厳しくなるようなことばかり言っておるかもしれませんけれども、ぜひとも山のことについてはお願いしたいというふうに思いますし、県が30%で町が15%で50%が、全部で95%という保安林のほうですけども、財政的な面で普通林のほうは65%がいっぱいいっぱいなのかなと思いますが、そこを何とかいい方法がありましたら、環境譲与税等を使ってまたひとつ考えていただきたらと思うところであります。

私の最後の質問に入らせていただきます。本町において東京に本社がある自然エネルギー等による発電事業者、今回は小水力発電の調査に入りたいということで、部落長さんや世話人さんに調査協力に関する文書が届いております。本町担当課のほうにも資料がありまして、私はちょっと頂いたんですけども、5か所ほどの調査予定の計画位置案内図などもございました。本町としては、この計画に対して推進していく考えなのかどうか、町長に所見をお伺いしたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 実際、今、担当課云々の話がありましたけども、水力発電自体の話については私は全然承知していなかったものですから、どういうふうに答えていいのかなと思っておりましたけども、実際聞いてみると、ある集落に部落長さんのところに業者が行かれて、こういう説明会がしたいがというような打診が

あったんですけども、そこの代表者の方は「こういった状況だから東京から来てくれるな」というようなことで帰ってもらって、そのままだという状況だというふうなことは聞いております。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 私もちよっと相談を受けまして、コロナ禍の中なので昨年の12月ぐらいに調査させてくれということがあったけども、下の集落、部落にも水利のことです。農業やいろんなことに関する調査ぐらいはということですけども、コロナ禍の中において今入っていないらしいですけども、コロナ禍において来てくれるなど、今は。だけど、こういうことはどういうふうに進めていけばいいのかなという、ちよっと相談というか、そういうことをお聞きしたので、本町としての考えはどうかかなと思って聞いたところであります。

まず、本町は本町、鳥取市は鳥取市ってよう町長言われますけれども、鳥取市佐治町の佐治川支流の木合谷で、小水力発電の実用化を目指す動きが鳥取市は進めていると、しかしながら、主導する市は災害に強い再生可能エネルギー、地産地消モデルを確立したいと考えて、発電業者の公募は始めているということあります。市は民間主導を重視して財政支援はしない考えを示しているということですけども、市としては進めていくという方向だと思うんですけども、私が聞きたいのは、町長はそういうことも含めた上で、もしそれが調査が入ってきて進む状況になったときには進めていったほうがいいのか、そこをお聞かせいただけますか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 基本的な考え方として、水力であろうがバイオマスであろうが、そういった考え方の中で、やはり脱炭素社会の実現に向けてということであれば、再生可能なエネルギーを作り出すことというのは、やはり前向きに考えていきたい。先ほど言われましたように、まちが助成できるかどうかとかいうことは別としましても、そういったエネルギーを作り出したということは、よいことではないかというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 町長言われるとおりだと私も思っておりまして、本町のSDGsの取組にも合致していると思えますし、脱炭素化に向けての取組、そして環境に優しいというのがありますので、規模的なものはどうかかなと思うとこ

ろでありますけれども、1軒の家をもたせようと思ったら1キロから2キロワットが1日に必要だというふうにもお聞きしておりますので、やはりそういうことが入った場合は、先ほど町長が言われたように、環境に優しいSDGsの取組にも合致しているということもありますので、コロナ禍が過ぎ、業者等も入ってきたりしてそういうことが続くようでしたら、そういうことがまだ計画としても入ってくるようでしたら、私は水利の関係もいろいろあるでしょうけども、じゃあ町長も環境問題からして、それは推進していろんな面もあるんでしょうけども、いいんだよというふうで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） そういうふうにご理解をいただいております。

○議長（大河原昭洋） 安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 私も聞いた質問に関しまして、ちゃんと最後に言っていたので、これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 以上で、安道泰治議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

議場の時計で14時10分、再開をさせていただきたいと思います。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 2時10分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中野ゆかり議員の質問を許します。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） このたび私は、子どもの目に関する病気の予防対策について質問させていただきます。

今年4月から児童・生徒に対し、1人1台のパソコンもしくはタブレット端末を使用し授業を行う、GIGAスクール構想が本格的に開始されます。そこで、近年増加している子どもの近視や斜視など、目に関する病気の予防が必要と思います。まず、質問をするに当たり、共通認識のため近視とはどんな症状かを簡単に説明させていただきます。

近視とは、近くにはピントが合いますが、遠くには合わない目のことです。ピントを合わせられる範囲が近過ぎる。そのため近くは見えますが、遠くはぼやけて見えにくくなるということです。次に、斜視とは一般的にものを見る時は、



両目が見ようとする方向に同じように向いていますが、どちらかの片方の目が目標物とは違う方向に向くことがあります。これが斜視と呼ばれるものだそうです。

近年、子どもの視力低下が世界でも社会問題化されているようです。既に世界人口の約3分の1が近視で、特に東アジアの国々で近視が増加しているようです。約30年後の2050年には、世界人口の約半数2人に1人が近視になるという予測もあります。

公益社団法人日本眼科医会のホームページを拝見すると、近視の頻度は高学年になるほど増加する傾向があると書かれていました。このような情報を背景に考えると、私はGIGAスクール構想が本格始動されると同時に、子どもの目に関する病気の予防対策も必要ではないかと考えるため、このたび一般質問に臨ませていただきました。

最初に、本町の子どもたちの目の病気に関する現状を教育長にお尋ねいたします。

あとの質問は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 中野議員のGIGAスクール導入による、子どもの目に関する病気の予防対策についてお答えをします。

現在、本町でも児童生徒1人1台のタブレット端末、また校内の高速無線通信の完備など、GIGAスクール構想により小中学校の情報環境の整備を、今年度末を目指して急ピッチで進めているところであります。このことにより、将来のデジタル人材育成や、情報活用能力の向上に向けたICT環境が整うこととなります。一方で、このような環境が整備されると、子どもたちへの体への影響が心配されるわけでありますけれども、中でも目に関する病気についての対策が必要ではないかのご質問であります。

まず、各学校の現状についてお伝えします。小学校では視力1.0未満の児童の割合は、直近4年間の平均値で23.5%であります。これは鳥取県の32.3%、全国の33.2%と比べて低い値で推移しております。また、中学校の視力1.0未満の生徒は、小学校よりも高く49.5%ですが、県の59.2%、全国の55.1%と比べて低く、視力低下の児童生徒は少ない傾向にあります。養護教諭によれば、近視以外の目の病気は季節性アレルギー以外は見られないようで、中野議員が懸念されている現在のところ目に関する病気の増加ということ

は、現状では見受けられません。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 本町におきまして、視力低下の傾向的には少ないということでした。しかしながら、世界規模の状況を見ますと目の病気というのが増加傾向にありますし、このGIGAスクール構想が今年4月から本格開始されます。ですから、少ないとはいえ今からでも対策が必要ではないかというふうに考えるわけです。

目の健康への影響を軽減させる対策として、私は外部の人にも協力してもらい、目の健康への影響を軽減させるサポート体制ができたらいいのではないかと考えます。現在、GIGAスクール構想の推進に伴い、ICT支援員が現在でも配置されていますが、より日数を増やした配置がされるようになるということですけれども、その支援員というのは端末の使い方が分からない子どもや、操作方法に対していけない子どもへのサポートが主な仕事となります。ですから、その支援員は授業に集中するわけです。

しかし、目のことを考えると、まずは姿勢です。いすに深く腰かけ背筋を伸ばし、子どもの目と使っている端末の距離が約30センチ以上離れているとか、その端末に天井の電気の光や外からの光が映り込み、子どもの目に負担をかけていないか、また、使用している端末画面の明るさはその子どもにとって適切か、明るい、暗いといった明るさのことです。また、そのほか日本人の男性20人に1人、女性500人に1人が色覚以上があるため、その端末の文字が読めているかなど、目に関するサポートをする人の配置が必要ではないかと考えます。

また、目の病気だけでなく、現在若者を中心にストレートネック、いわゆるスマホ首が増加していますが、その1つの要因は、端末を使うときの姿勢にあると言われています。ストレートネックになると、体の不調や精神的にも影響が及ぶこととなります。

そこで、特に小学校のときから端末を使う際の基本的な姿勢や、扱う際の注意点を徹底的に身につけること、そして、児童生徒自身に目の健康を意識させることが重要と考えます。そのサポートを外部の人に月に2、3回でもいいので、協力していただけたらどうかと考えますが、教育長のご所見を伺います。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 来年度から I C Tを活用する環境が整備されるわけですが、この1人1端末を用いた学習活動も必然的に多くなります。この端末を用いた学習活動が展開されることについて保護者等に丁寧に説明し、学校での学び方の変化について理解と協力を得ることが必要になります。

また、端末等の機器の利用によって児童生徒の健康が損なわれることのないよう、授業における端末利用について教職員の研修も充実していく予定です。議員が危惧されておるように、子どもの目と大人の目とは全く異なります。子どもの目は少なくとも15歳までは眼球の大きさや形とともに見る機能や目を動かす機能も発達途上です。そのため、見る環境がそれらの発達に大きく影響をします。

また、最近ですけれども先ほど出ておりました斜視の問題ですけれども、10代から20代の子どもさんや若者に急性内斜視が多発している。原因はスマホによる目の筋肉疲労のようですけれども、スマホにあってもタブレットにあっても最長1時間から2時間にとどめるとか、30分たったら5分休憩するとか、距離を30センチ離すとか、そういうようなルールづくり、そういう部分が大切かと思えます。

姿勢に係る外部指導については、先ほど I C Tの支援員のお話が出ておりましたけれども、こちらについては児童生徒であったり、また、教員に対してのサポートですので、姿勢に対するどうのこうのという部分ではございません。姿勢等に係る外部指導者については、そういうような発達途上の子どもたちのことですので、学校の必要状況に応じて考えてまいりたい、このように考えます。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） なので、I C T支援員さんは授業へのサポートに徹するので、外部の人、例えば専門員じゃなくていいんです。町民の協力していただける方に、それもべったり授業についてくださいではなくて、月に2、3回でいいので教室で姿勢が悪い子どもをちょっと指導してみたり、その端末をちょっとのぞいてみたら、天井の光や窓からの光が差し込んでいたら、もうちょっと角度変えたらどうかなとか、そういうようなことをサポートする協力者を作ってはどうですかという提案です。その点いかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 昨年11月から開館しましたちづ図書館にあっても、ボランティアの方々が多数参加いただいて協力いただいています。こういうボラ

ンティアの力というか、自発的なボランティアの皆さんのそういう行為がとてもありがたいと感じておりますし、また、それが図書館の利用の伸びにもつながっていると思っています。

教育委員会では、令和4年度を目途にコミュニティスクールを小中学校で導入したいと考えております。令和3年はその導入に向けての取り組む時期ということですので、コミュニティスクールが入ってまいりますと、もっと今よりも地域と学校とが近くなる、密接な関係になるということですので、そういうようなあたりでも外部から指導者を、指導者というのがどうなんかというのがあれですけども、支援員というかボランティアというか、そういうような感覚で携わっていただけるのであれば、またそういうことについても学校と地域と考えながら進めてまいりたいと、このように考えます。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） ぜひとも、町民、地域の方々の協力を得ながら、子どもの目のサポートを推進していただきたいなと思っておるところです。

また、目の健康への影響を軽減させる対策の2つ目を提案させていただきます。20歳以下の約8割が近視の台湾では、子ども約700人を対象にした研究で、明るさ1,000ルクス以上の光を週11時間以上浴びた子どもは、近視になりにくかったことが分かり、全ての小学校を対象に屋外にいる時間を増やすという政策を、国として進めているそうです。ちなみに1,000ルクスというのは、屋外でなければなかなか達成できない数字で、窓際でも800ルクス程度だそうです。

そこで、台湾では法律を改正し、体育の授業を週150分、屋外で行うことを義務づけ、そのほかの授業などでも屋外での実施を推奨、1,000ルクス1日2時間を目標に掲げているということです。例えば、植物の種類を学ぶ理科では、これまで屋内で行っていた授業も極力外で行うようにしているそうです。また、子どもたちに光センサーをつけてもらい、1日に浴びた光の明るさと時間を管理しているなど、子どもの近視を予防する対策を取られているようです。台湾だけでなく中国やオーストラリア、シンガポールなどでも、子どもの近視を予防するために対策が取られています。

このように、子どもの近視予防対策は国レベルの話であり、私が一般質問で取り上げるべき内容ではないかもしれませんが、小さいまちだからこそ独

自に対策も打てると思います。台湾の取組の事例のように、できるだけ創意工夫をして屋外活動の時間を増やすことを、まずは検討してはどうかと考えますが、教育長のご所見を伺います。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 1,000ルクスがどのぐらいの明るさなのか、ちょっとぴんとこんですけど、天気のいい外ぐらいなのかなと思うところです。実際のところ、智頭の特に小学校等を見ていただいてよく分かると思いますけども、休憩時間、それから昼休憩等になりましたら、もう子どもたちが、ほとんどの子どもたちが校庭に出ます。

このように力いっぱい外で活動する様子を見ますので、近視の予防という視点でカリキュラムに入れることができるかどんなかというのが、ちょっとそここのところがもう今のカリキュラム結構パンパンですので、150分も外で、外で授業すればいいですけども、なかなかそういうわけにもいきませんし、そういうようなことで今のところは特別に、そういう時間を設けてということは考えておりませんが、近視予防という視点では有効だと思いますので、そういうようなことも県の教育委員会とも話しの中で、こういうような動きが台湾のほうではあるけどもどんなというようなあたりを、体育保健課等を中心に話してみたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 小学校の氏橋校長先生にもお話を伺いましたら、多くの児童は昼休憩などには校庭に出て、とっともよく遊ぶんだという話をお聞きしました。しかしながら、遊ぶ子もいれば教室内で戯れている児童さんもいるかと思しますので、できるだけ授業、カリキュラムとして何か組み入れる工夫が、創意工夫を今後考えていかれたらどうかなと思っの提案でした。

続きまして、今後コロナや災害など何らかの要因で休校になった際は、児童生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、オンライン授業を受けたり、宿題をするといった使い方も想定されます。その際、家では姿勢が悪くなったり、長時間使用したり、また、勉強とは関係のない動画を見たりするなど、家庭でのタブレット端末の使い方に関して心配なことも想像されます。保護者に対し、どのように啓発していくのかをお尋ねいたします。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 先ほども議員が言われるように、確かにコロナの影響で突発的な臨時休校も想定されますし、今後はこのGIGAスクールが進んでくると教科書も、それから宿題も多分すぐにではないですけども、デジタル化されるような時代になってくるんだろうなと思います。多分ランドセルの中にタブレットを入れて子どもたちは通学する。そういうような時代がくるのではないかなと思いますけども、そこら辺も引き続き注意を払いながら、状況を見ながら指導してまいりたいと思います。

家庭での端末の利用頻度の増加も想定しておりますので、児童生徒自身がメディア利用をコントロールする力の育成を、授業を通して高めてまいりたいと考えています。また、端末等の機器を使うことを通して、健康面への影響を児童生徒自身が必要感を持って考えられるようになることが大切になります。

保護者に対しては、学校での児童生徒の学びを学校日より、学級通信等を通して伝えることが有効だと考えます。また、これまでも町のノーメディアデーに加えて、メディアコントロールを目指したメディコンウィークを学校・保育園で連携して実施しておりますので、引き続き、児童生徒・保護者へこのメディアの適切な利用を啓発してまいりたいと思います。特に、メディア利用のルールづくりを親子で進める取組は、少しずつではありますが定着してまいりました。

教育委員会では、保育園児・小学生・中学生を対象に生活習慣アンケートを年2回実施し、毎年の経年変化を調査しております。テレビやテレビゲーム、インターネット等のメディア利用の状況も把握しているところですが、現在のところ、これといった大きな変化は見られておりません。今後も、この生活習慣アンケートや学校保健委員会等を活用して継続して状況の把握に努めてまいりたい、このように考えます。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 啓発ってとても難しく、スマホから距離をこのくらいにしてくださいねとか言いながら、どうしても目に近づけていく。その意識をいかに小学生の段階でつけていくかということが、とても大きな重要な課題だと思うんです。それが子どもにとっての意識づけだけでなく、家庭の保護者への意識づけというのが、本当に重要になってくるんじゃないかなと思っております。

それで、本町は共働きも多いため、日中子どもに対しての監視の目が届きにくい家庭であったり、祖父母だけが家におり、子どもがタブレット端末を使うとき

の注意点を、おじいちゃん・おばあちゃんが理解しておられない家庭もあると思うんです。そういう家庭においての、端末の正しい利用の啓発ということを進めていただきたいなと思っているわけです。とても難しいんですけども、その点に関しましては、何か具体的な策はございますでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 先ほども申しましたように、メディコンウィーク等でそういう保護者や児童生徒には働きかけをしたり、また、学校の中でもまだスマホの扱い方についてはそこまではいっておりませんが、やはり今後はこういうそのメディアとの付き合い方というか、こういう部分も当然生活の一部になってくるんじゃないかなと思います。

正常な目の発達によって目から情報を正しく入れてくる、受け取ることが知的にも身体的にも、やはり体の発達にとって必要なことだということを念頭に置いて、しっかりとメディアを活用できるような、怖がって使わないというのじゃなしに、使いながらやはりそのところのルールづくりというか、そういう部分は生かして行ってほしいなと思うところですけども、これといって特効薬は今あるわけではないですし、我々の年代はテレビによって目が悪くなりましたけども、これからの子どもたちはこういうパソコンだとかタブレットだとか、こういうメディアで目が悪くなる可能性もあります。しょせんは点の集まりですので、線ではないわけですよ。だから、そういうようなところで点の集まりという部分を体のためにはどうなんかなと、墨だとか鉛筆だとか、そういう線ではないので、そういうようなところを取扱いを注意しながら、付き合っていくってほしいなと考えております。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 目の健康への影響を軽減させるために、児童生徒ができること、教員ができること、保護者ができることという3つに分けて、日本眼科医会がまとめられた一覧を見つけましたので、後ほど資料提供させていただきますので、ご検討いただけたらと思います。

最後の質問に移ります。現在、小学校・中学校において視力検査は各学校で行われていますが、歯科検診同様、眼科学校医を設置して眼科検診を行うという考えはないか、教育長に伺います。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 現在は、学校医による内科検診時に目の状態も診てもらっております。養護教諭からは、児童生徒の目の状態も良好で、専門の眼科医による検診を要する状況ではないと聞いておりますので、現段階では眼科検診を行う考えはありません。

また、眼科医、専門医ですね、病院にあってもなかなかそういう手配ができないという状況の中で、学校がそういう逼迫した状況でないという中で専門医をと、なかなかそこらのところが難しいかとは思われます。必要に応じて、そういうような対応はしていくべきかなと思います。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） GIGAスクール構想によって、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された学習の推進が図られ、教育環境としては申し分がないと思っております。しかし、それと同時に端末機器を使う頻度も増え、子どもの視力低下が懸念されます。

最近、近視や急性内斜視に関して近年増加傾向にあり、患者のほとんどが10代から20代だそうです。中には黒板の文字が二重に見えることで、勉学に支障が出て不登校になるというケースもあるとのこと。冒頭にも述べましたが、子どもの視力低下は世界的な社会問題であります。その問題に関して、小さなまちだからこそ有効な施策を先手先手で打てると思います。

智頭町の児童生徒が目の健康を保つことにより、心も体も健やかに育つよう教育委員会としてしっかり問題意識を持ち、目の健康に取り組んでいただきたいと思っております。最後に、教育長の思いをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 大人の世界でもリスクでいうと、作業に向かっておると肩が凝ったり目が疲れたり、またストレスがたまったり、いろいろ害があります。そういうようなことも加味しながら、やはり子どもたちの目・体は繊細でありますので、なるべくそういうことに陥らないような体制、また指導を進めてまいりたいと思っております。上手に付き合っていないけん道具だと思っておりますので、そこら辺のところを、今度の春から4月から授業にどんどん活用していくわけですので、上手に付き合っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） これで終わります。



○議長（大河原昭洋） 以上で、中野ゆかり議員の質問を終わります。

次に、岩本富美男議員の質問を許します。

7番、岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） 私は、観光事業について3点ほど町長にお伺いをします。

町長、観光が大変です。イベントが2年間中止、中止、中止で大変です。これからの観光事業はどうなるのですか。町長に何か思いがあれば聞かせてください。

あとは、質問席で伺います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 岩本議員の質問にお答えします。

観光が大変だということでもあります。いろんなイベントがあるんですけども、まず、一番近いところと言えば、年を明けてすぐの雪まつりではないかというふうに思っています。

この雪まつり、本町の冬の風物詩としてずっと定着してきております。いろんな事情がありまして雪がないとき、雪もたくさんあるとき、全体的には雪がないときのほうが多かったように思いますけども、そういった中でも開催した際には多くの観光客に来ていただいております。

しかしながら、そのまつりの盛り上げ等に協力いただいております地元の方々、こういった方々が高齢化をしてきております。そういったところで、地元の催しとして参加される方が少なくなっているという意味から、ある程度下火になっているというような感覚が見受けられるのではないかと、感じられるのではないかとはいふふうに思っております。

ただ、これを雪まつりを開催しておられます実行委員会の中での話だというふうに思います。今後の雪まつりについての議題について、雪まつりの実行委員会の中でどういうふうにしていくのか、どうされるべきなのか、どういうふうな考え方を持っておられるのか、こういったことを協議しながら、これからの、いえば来年の雪まつりをどうするのかということから始めていきたいなというふうに考えています。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） メインの1つの雪まつり、やりだしたころのときのようには今は、何か下火になってるような気がせんでもない。去年、おとしですか。それで、メイン会場を3つぐらいにしたらどうかと思うんです。観光協会の前、

特産村、しょうゆ屋の跡地、それで協力してくれる町内があれば、協力金を倍増してはいかがでしょうか、町長。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほども申し上げましたけども、まちがあれをし、これをするという話ではなくて、観光協会の中での開催ということでありまして、その中でも実行委員会が形成されまして、その中でどうするのか、こうするのか。

そして、会場、例えば今のように駅前と石谷家住宅というようなところで開催するとか、その道中をどういうふうな盛り上げにしていくのか。それから、今ある安東しょうゆ屋の跡地をどういうふう利用するのか、その沿線をどうするのか。そういったことも含めて、実行委員会の中でもんでいただければというふうに思います。ただ単に、金を倍出すからにぎやかになるよということではないんだらうというふうに考えます。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） 前町長の寺谷町長に、安東の跡地を何とか整備してもらえないでしょうかという頼み事をしたことを覚えております。今の状態でしたらできんことはないですけど、何とか整備して全体を使えるような状況にもっていかってはどうかと思っておりますけど、町長はどう思いますか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議会の皆様方には、一昨年ぐらいからあの跡地の利用状況について説明させていただいていると思います。下町の砂防工事というものが始まります。本来ならば始まる予定だったんですけども、災害等が起こって着手が少し、1年、2年遅れたという状況にあります。ですので、その砂防工事が始まればあそこに進入路ができるようになります。そうすると、あの敷地の半分強ぐらいは進入道路ということで利用されるわけです。そうすれば従来のような利用はできなくなる可能性が高いです。

ですので、あの土地ありきでなくて、あそこも使うがほかも一緒になって使う。あの沿線をどういうふう利活用しながら雪まつりを成功させていくか、そういうことに重点を置いていただければなというふうに思います。ですので、そういったことも含めて実行委員会の中で考えていただければなと思っております。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） 進入路を言われました。頭の中にあっただんですけど、そ

ういう道ができるということで工事もしやすくなると思いますので、よろしくお願ひします。

次に、桜カフェ、町長楽しかったですな。赤い毛せんで車座になって、みんなでわいわいわいわい桜をめでて楽しかったです。でも、2年間中止で町民もストレスがたまってるんじゃないかと思うんですけど、桜カフェはやれば未来永劫までやって町民に楽しんでいただけます。そういう中で、今のままで桜カフェをこのままずっとあのような状態が続けていくものか、それとも町長はもっと違う形がいいんじゃないか、こうじゃないかという気持ちがあればひとつお願ひします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） これも、桜カフェも先ほど申しましたように、まちがあれをする、これをするとかいうことでなくて、実行委員会の中でそういったことを考えられ、そういった中であれが足りない、これが足りない、あれがしたいというようなことが出てくるべきだというふうに考えています。ただ、議員が今言われたように、2年間コロナの関係でできておりません。今年もしないということになったということですので、2年間できないわけです。

ただ、そういったことだから疲弊してしまうよということではなくて、じゃあこれが終わったらコロナの後に、じゃあどういふふうな盛大なやり方をするのか。この2年間をじっとしておった分について例年のことでなくて、少しでも羽を伸ばせ、皆さんが楽しんでいただけるような会にするかということが肝要ではないかというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） やはり町長、何をするにもトップの金兒町長が、真っ先に旗を振ってもらわなくちゃ先に行かないと思うんですけど、どうですか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 何遍も言いますが、その実行委員会の前をかいて私がするということにはならないんじゃないかというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） もう2回も3回も言っちゃいけませんけえな。

次は、桜土手の桜のことについてお伺ひします。桜カフェはやれば何年でも続けられます。未来の町民に楽しんでもらえます。でも、桜土手の桜はかなり弱ってきています。何とか、何年か前には樹木医に来てもらって見てもらったような

ことがありますけど、あれからこっちかなり枯れ枝ができています。そういうことに関して町長はどうですか、どう思いますか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 桜土手の桜の件でありますけども、現在、観光協会や農林高校、それから中学校などが清掃等々して保全活動を実施していただいております。

それに加えて、今年度の百人委員会の企画提案会で、林業部会が桜土手の桜整備の提案というものが出てきました。来年度の予算に計上させていただいておりますので、その中で整備といいますか、てんぐ巣病等の整備ということもやっていただいきたいと思っておりますし、それから林業部会の中で樹木医等々、樹木の知識を持っておられる方がおられますので、その中でどういう弱った桜に対してどういう施肥なんかをすれば元気になるのかというようなことを、観光協会と連携していただき、その桜をもう少し樹の延命化といいますか、元気にさせるような方策を取っていただければというふうに考えています。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） 日曜日でしたか、イベントは中止だけどぼんぼりないつけて、ちょっと明るくしてみたらどうだろうという有志の方がぼんぼりをつけるそうです。

それで、今から15、6年前が一番桜がピークでしたと思います。だけど、だんだん道路の排気ガスとか、風で根が揺られるとか、多分ああいうところには植えさせてくれんと思うんです。それで町長、未来の町民にも桜を楽しんでもらいたいと自分は思っています。第2の桜土手を作るというような気持ちはありませんか。お願いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 第2の桜土手、今の桜は先人が植えられたわけです。その当時の全員は鬼籍に入っておられると思うんですけども、今の段階、この状況の段階で土手に桜を植えていいかといえば、絶対否なんですね。ですので、桜土手ということで新たなものを作るという思いはありませんし、できません。

ただ、住民自治体の中で、新たにいろんなところに桜を植えて、育てて管理していこうよというような活動ができたときには、それは後押しをしていきたいと思っておりますけども、十数年、20年ぐらいになるんだと思っておりますけども、牛臥山に

桜を植えるということで植えたことがありました。多分150本、200本ぐらい植えたんだと思いますけども、結局私も3本ぐらい植えましたけども、自分が植えた桜がどこにいったのか分からなくなったような状況になっております。

ですので、植えても維持管理はしやすい場所でないと、人はみんな遠のいていくんだろうというふうに思います。ですので、第2の桜土手、土手という表現がいいのか、悪いのか、ちょっと分かりませんが、どこにその桜を植えて誰が管理するのかということを考えながらやはりやっていかないと、花が咲いたときにはいいんでしょうけども、葉っぱが散ったときに迷惑になるという方もおられるんじゃないかと思います。

ですので、ある程度その場所についての選定は慎重を期していかなきゃいけないし、本当にこの桜を植えてめでるといふ思いを持つならば、どういうふうな格好がいいのかということを考えてやりたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） 段山の上が山桜で、物すごく最近はどう見えるようになりました。それで、第2の桜土手という名前を使いましたけど、どっかに桜を植えねば、今から植えねば30年後には間に合いません。だから今、金兒町長のときに決断をしてくださいと思います。言葉は要りません。私の質問を終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、岩本富美男議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

議場の時計で3時10分再開とさせていただきます。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 3時10分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口翔馬議員の質問を許します。

1番、谷口翔馬議員。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 議長の許可をいただきましたので、質問をいたします。

まず、先立ちまして昨年中止になりました選抜高校野球が3月19日に開幕いたします。少しずつではありますが徐々に日常へと戻っています。本町でも感染拡大にならぬよう予防徹底に精進してまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、先に通告しております項目について質問をいたします。本町の町民の声を聞くための方法とは何が挙げられるか、町長のご意見を伺います。

以下は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 谷口翔馬議員の質問にお答えします。

本町での町民の声を聞くための方法とはということであります。役場玄関の前に、「私の意見箱」というものを設置しております。これも1つの方法ではないかと思えますし、各審議会、それから検討会とかも1つの方法でありますし、計画書を作ったときにパブリックコメントというものを募集します。これも町民の声を聞く方法の1つというふうに考えます。

それから、日本1/0村おこし運動、それから百人委員会もその方法の1つだというふうに考えています。そして、ふだん福祉懇談会とかしていますが、これも1つの方法であります。ただ、コロナの関係で実施できていないので、この部分については難しいかなと思えますけども、方法としてはそういったものがあります。

そして、私は町長に立候補するときに言いました。それぞれの思いを持って地域の方々との意見交換会を行いたいということも、これも1つの方法だというふうに思います。そして、さらに付け加えて言いますと、今回の議会の皆様方が各地域に出向いていかれて協議をされました。その声をそのまま、また、まちのほうにも届けてもらえる、これも1つの方法だというふうに考えております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 本町には、百人委員会など町民の意見を聞き実現させるという、とてもいい施策が本町にはあります。しかし、日常的な思いや要望を伝える環境は劣っていると感じます。本町の日々の意見集約の方法として挙げられるのは、町長が先ほどおっしゃったように役場内の目安箱設置、そしてホームページのお問合せ、ご意見記入になってくると思われますが、余り入っていない状況です。

しかし、特別委員会で集落を回らせていただきました。その中で議会に対する意見はもちろん、行政に対する思い、要望や日々の思いなど様々な意見がたくさん出ました。これを受けて、今まで以上にもっと町民の意見を集約し反映させる

ことが、町長もよくおっしゃっています、住んでよかったと思えるまちづくりにつながってくると思われますが、町長のご意見をお聞かせ願います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） そういったことにつきましては、確かにそのとおりだというふうに思います。先ほども言いましたが、そういう機会が数多くないということは私も実感しております。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 鳥取県でも県民の声の担当を作り、意見を受入れ、ホームページ等で回答を公開したり、意見やアイデアを実現化させたりしています。本町でも、今まで以上に町民の声を収集するためには、工夫が必要ではないかと考えます。

そして、私が考えるのは新しい告知端末を有効活用し、日々の意見や思い、アイデアを投稿できるよう整備したり、ボタン1つで役場に電話できるなど対応を強化すべきだと感じます。しかし、意見の投稿などは誹謗中傷などにつながりかねないので、住所・氏名は必ず記入してもらうなど決まりを作り、多くの町民の意見を収集すべきだと考えますが、こちらのアイデアについて町長はどうお考えか、お聞かせ願います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、議員言われましたように、かつてそういったことも開設したところがあったんです。でも、先ほど言われましたような誹謗中傷の匿名の書き込みがかなり多くなったということで、窓口を閉鎖した経緯もあります。

それと、この行政改革プランのパブリックコメントを求めたときに「名前を書いてくださいね」と言うと、「名前を書く必要がどこにあるんだい」というようなコメントも出てきたわけです。やはり住民からの意見ということで、聞いたときにはそれをお答えしたいということで、どこの誰が問われているんですかという思いを持って、氏名をお願いしますということで言ってるんですけども、それをする必要はない、ただ住民から一方的に要求だけをすればいいんだというような方もあるわけです。

ですので、そういう窓口を広げていたとしても、皆さんが理解をしてもらえるかどうかということも、やはり懸案事項としてあるわけです。ですので、そういったことを踏まえながら、本当に智頭町のまちの将来を考えながら、住民の方と

行政が一緒になって、見据えて考えていきたいと、そういうふうになればいいのかなというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 特別委員会として集落を回らせていただいて、たくさん意見を伺いました。その中で、私が感じたのは、すごく町民の方はこのまちを思ってくれているんだなというのが、すごく感じ取ることができました。なので、この少ない人口のまちの特権は、しっかりと町民の意見が聞くことができ、反映しやすいことだと思います。都会ではなかなか難しいことだと思います。

なので、私たち議員も1人でも多くの意見を聞き反映できるよう、議会議員活動に取り組んでまいりますので、行政側も意見集約を徹底し反映できるよう、共によりよいまちづくりにしていくことを約束し、次の質問に入らせていただきます。

本町のキャッチコピー「みどりの風が吹く疎開のまち」について、町長も替わられ、新たなキャッチコピーを打ち出す考えはないか、お聞かせ願います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、言われましたように「みどりの風が吹く疎開のまち智頭町」なんです。このものは前寺谷町長時代にできたものなんですけども、町長が替わったからこれを変えろという短絡的なことでなくて、これが時代に合わないから変えようかということならば、いいんだろうと思うんですけども、これが今の智頭町にそぐわないということではないんだろうと思います。

ですので、私としては今議員キャッチコピーというような最近の言葉で言われますけども、私としては昔型のスローガンだと思っていたんですけども、いろいろあります。この中にだらだらと長い鳥取市なんかは「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」という長いものなんです。それと、例えば八頭町「人が輝き未来が輝くまち」という簡単なもの、いろいろピンからキリまであるんです。

でも、これをまちの標語として掲げて突き進もうという思いを持っていますので、この今の「みどりの風が吹く疎開のまち智頭町」が古くさくなつたよということなら、またさらなる考え方も出てくるんでしょうけども、今のところはこれをもっと後押ししていければというふうに考えています。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。



○1番（谷口翔馬） 本町のイメージを一言で表すキャッチコピー、スローガンですが、前寺谷町長からどう受け継がれたのか、お聞かせ願います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） これは、都市の人たちは閉塞感の中、高いストレスに悩まされる日々を過ごしていると。こうしたストレスからエスケープできる場所があってもいいんじゃないのという、そういう思いからつけられたというふうに思っていますし、私もそれに賛同しておるものであります。

大体キャッチコピーについては、いけば商売用に使う商品や作品の広告など、そういったものに結構キャッチコピーということで使われていることが多いのではないかと思います。ですので、そういう認識のもと、智頭町を新たに前に押し出すということで考えられるならば、またそれは1つの方法なんでしょうけども、先ほど言いましたように、今のこれが駄目なんだ、古いんだということじゃないならば、これをそのまま使っていければなというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） この本町のキャッチコピーについて、アンケートをさせていただいた結果を配らせていただいております。このアンケートの目的は本町のキャッチコピーについて、町民がどのような意識を持っているかを明らかにして、今後のまちづくりの参考にできたらと思い行いました。調査期間は令和3年2月26日から28日の3日間で、対象者は智頭町在住の10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代以上、各10人ずつ計70人に聞き取りアンケートを行いました。まずは、本町のキャッチコピーを知っているかアンケートを取ったところ、約85%の方が知らないという結果が出ました。

その要因として上げられるのが、本町には「みどりの風が吹く疎開のまち」以外にも「おせっかいのまち」、「一人ひとりの人生に寄り添えるまち」など、幾つものキャッチフレーズがあり、町民にとってはどれが本町を意味している言葉なのか、目指すところなのかが分からない状況にあるということです。行政だけが目指すところを決めてまちづくりをするのではなく、町民と一緒にあって智頭町の将来像を定め、一緒になってまちづくりをしていくべきだと思うが、町長の意見をお伺いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） そうですね、まちづくりの根幹、住民の皆さん方と一緒に

なってということがありますので、そういう思いもしかるべきなんだと思います。谷口議員、できるならこのアンケートのときに、どういったのがいいのかなという例のキャッチコピー2つか3つくらい出してもらえたら、もっとありがたかったかなというふうに思いますけども、参考にできればというふうに思えた中で。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） このアンケートを取って、すみません、あと本町のキャッチコピーをどう思うのかというアンケートも取らせていただきました。その結果は、大半の方が印象が悪いという結果でした。その主な理由として「疎開のまち」は暗いイメージがある、本町の目指すところが見えない、町民に周知されていないと思う、行政で決めないで町民と考えまちづくりに取り組むべき、でした。

私はこの結果を踏まえて、本町のキャッチコピーは町民からの公募、そしてワークショップをして町民全体で考え、本町の将来像を定め、将来像に向けて町民と行政が一体となり、まちづくりに取り組むべきだと考えますが、その今後の公募、町民に向けての公募、ワークショップについてどう思われるか、町長の意見をお伺いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） するとすれば、そういう方法なのかなというふうには思います。ただ、この結果を見て不満や、やや不満というのはほぼなのと、それから知らないということが大多数だったということでもあります。

ですので、今の私の考え方からすれば、これまで十数年こういった「みどりの風が吹く疎開のまち」ということをやってきましたので、これを今の段階ではもう少し皆さんに知ってもらい、周知してもらい、本来の意味、先ほど言いましたように都会からの閉塞感、ここに1つの安心感をもたらすようなまちであってほしいという思いの中で作ったものですので、あくまでも田舎の中の1つのまちが、そういった都会から逃れてきた人が羽を伸ばせて、安心できるようなまちということ売りにしていきたいと思っていますので、新たなというよりは今のこのフレーズをずっと浸透、もう少し浸透していければなというふうに考えています。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 私が思うに、まちのキャッチコピーは、このまちはこういうまちだというアピールだと思います。住民満足度の高いまちにしていくためには、町民の方にどんなまちにしていきたいのか問いかけ、実行していくことが先

決だと思います。それを提言するのがキャッチコピーだと思われませんが、このアンケートを踏まえて今後町民の意見を取り入れ、それをスローガンにするという考えはないか、いま一度お聞きします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほども申し上げましたように、かたくななことで拒んでいるわけではないんです。ただ、これをずっとやってきた中で、何でもここまで浸透していなかったのかなというようなことも検証しながら、やはり考えていかないと、新たなキャッチコピーを作ったら皆さん方の作られた、住民の皆さん方の作られたキャッチコピーで一番票が多かったものを作ったら、それがすぐ浸透するのかということにはならないのではないかと。今のキャッチコピー自体が浸透していないのに、新たなもんが浸透するのかと言われればやはり疑問なわけです。

ですので、なぜできていなかったのかということを検証しないと、新たなものには取り組んでいけないだろうというふうに思います。ですので、今のところはこの既存のものを充実していきたいという考え方には変わりないです。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 私はその周知方法等を含め、まずは町民の方にこのまちをどうしていきたいかというのを考えてもらい、問いかけ、それをしっかり話し合った上でスローガンに持っていき、それを将来像に掲げることが、しっかり町民と行政が一体となることができるまちづくりだと思っていますので、今後またこういう提案、そして町民からの意見をしっかり述べさせていただきますので、そのときは検討していただきますようお願い、そして金兒町政と町民が一体となってまちづくりに励めるようお願い、質問を終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、谷口翔馬議員の質問を終わります。

次に、波多恵理子議員の質問を許します。

2番、波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 議長の許可をいただきましたので、既に通告している質問をいたします。

ワクチン接種が始まりましたが、まだまだコロナ過は収まる見通しがなく、しばらく辛抱が必要です。そんな中、高齢者の社会的孤立は喫緊の課題であり、コロナの終息を待っては、認知機能はますます低下する一方です。

町の資料によりますと、本町の65歳以上の高齢者は令和3年1月1日現在で

2, 858人、高齢化率は42.49%であり、高齢化率の全国平均28.4%と比較すると、その割合は非常に高くなっています。そのうち、独居世帯は令和2年4月1日現在で460世帯あり、こちらも鳥取県の平均と比較しても高い割合となっています。

コロナ禍で外出しづらくなったおひとり暮らしの女性から、不安や寂しさを訴える声を直接お聞きしました。その方は月1回のひとり暮らしの方が集まる、町主催の会を本当に楽しみにされていて、できれば回数を増やしてほしいとの声をお聞きしました。コロナが怖くて外出する気になれない、友人との電話での会話が慰めだけでも年金暮らしなのでそうそう長話もできない、その方は中学校の近くの方ですが買物にも困っているとのこと。今は何とかできているが、これから先が不安なのだとおっしゃっていました。お1人の女性の声かもしれませんが、多くの独居の方の声だと想像します。

日本認知症予防学会理事長の浦上克哉鳥取大学教授は、コロナ禍での高齢者の社会的孤立は喫緊の課題と指摘されていて、この1年で認知症が進行する患者は増加傾向にあり、コロナの終息を待っては認知機能はますます低下する一方であり、運動や新聞のパズルの活用、周囲の声かけなど、地域全体で知恵を絞り出して方策を練る必要があると警鐘を鳴らしておられます。

本町は2025年、2040年を見据えた第8期介護保険事業計画の基本理念として、「住み慣れた地域で住民同士が協働し安心して暮らせる智頭らしい福祉のまちづくり」を掲げ、その実現に取り組んでおられます。中でもひとり暮らしの増加に伴う支援策の作成と関係者への周知として、要援護者台帳の整備と関係機関の情報共有、安心キットの配布、今後の方向として要援護者台帳の更新、見守り活動の一層の普及、加えてひとり暮らしの方へのサポートシステム整備、福祉委員・愛の輪推進員の取組・役割の再整理、生活支援サポーターの仕組みづくり等、本当に様々な施策をお考えになり施行なさっています。

しかし、その制度がしっかりと機能できていないのが今の現状だと思います。今、見守り制度が再構築の時期にきているのではないかと考えます。コロナ禍においてのひとり暮らし世帯についての対応について、今の町長のお考えをお聞かせください。

以下は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金児町長。

○町長（金兒英夫） 波多議員の質問にお答えします。

議員ご指摘のように、コロナ禍において外出自粛などの影響により、フレイル、抑うつ、孤立など、高齢者に対する様々な問題がテレビや新聞で報じられております。

智頭町におきましても、昨年全国に緊急事態宣言、鳥取県にコロナ警報が発令された際に、一時的に感染予防対策のため、催しや健康教室等の行事を中止することとなりましたが、その後は感染予防に注意しながら、これまでどおり事業を実施しています。

また、中止となった際にも、告知端末を使用した運動の呼びかけや安否確認、それから、感染症予防対策を講じた上での訪問等を行い、孤立や運動機能低下の防止に努めた働きかけを行っております。

集落ミニデイ等地域主体で行われるものについては、地域の意向を重視していますので、以前どおりではない地域もあると思いますけども、コロナの終息を待って何も行わないというような状況はありません。

今後も介護予防や見守り支援を続けていくとともに、コロナ禍で不安を訴えられる方にも寄り添った、丁寧な支援を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 答弁をいただきました。実際、様々な取組を行ってくださっていますが、やはりそういう催物にも出かけることのできない方、出かけたくない方もいらっしゃいます。もちろん、その人の勝手といえば勝手なんですけれども、やはり要支援者台帳の更新をもう一度急いでいただき、コロナ禍で大変忙しくしておられる福祉課、社会福祉協議会だけではなく、役場全課、議会などにも担当を振り分けていただいて、責任を持って声かけをするなど見守り体制を強化してはいかがでしょうか。

昨年公民館の役をいただきましたが、コロナ禍で多くの事業が廃止となりました。高齢者への声かけ、見守り活動など、公民館活動に取り入れてはどうかと考えます。既に先輩議員の中には、お年寄りの見守り、声かけなどをなさっている方もあります。家族や福祉のサービス、見守りが届き切れていない独居の方がまだまだ多くおられると感じています。誰一人取り残さない智頭町を目指すためにも、皆で取り組む、支え合う体制の整備・強化をスピード感を持って行っていた

だきますよう、再度強く要望いたします。この件は以上で終わります。

○議長（大河原昭洋） 答弁は求めませんか。

○2番（波多恵理子） やっぱり求めます。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど言われました、いろんなうちの役場の全課を含めてということと言われましたけども、やはりそういった立場の方々の状況を知らないで施策を行うということではできないというふうに思います。やはり知識や技能のない職員が何ができるかということもあるので、それぞれの個人情報というものを重視しながら、これはその専門家が行うべきだというふうに考えています。

ですので、そういったことを踏まえてできること、できないことをきちんと振り分けて、住民の方々の不利益にならないような施策を取ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（大河原昭洋） 波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） よろしく申し上げます。

次に、空き家対策の進捗状況についてお尋ねします。本町にとり高齢者福祉と移住定住策は重要な施策と考えます。移住定住にとって空き家対策は急務であります。町長は、12月定例で既にチームを作り、対策を講じているとのお答えでしたが、すぐ住める家の進捗状況をお答えください。

○議長（大河原昭洋） 波多議員、通告済みの質問とちょっと内容が違うように思いますけども。

○2番（波多恵理子） では、移住定住促進景観保全の観点から、境港市のように町長をトップとしたプロジェクトチームを作り、積極的に空き家対策に取り組むべきではないかと考えますが、町長のご意見を伺います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） プロジェクトチームを作り、積極的な空き家対策をという質問でございます。昨年の12月の一般質問においても、空き家対策について答弁させていただいておりますので繰り返しになりますけども、再度本町の取組についてご説明いたします。

まず、適切な管理が行われていない空き家等が様々な影響を与えることに対して、その対応策として空き家等対策の推進に対する特別措置法が平成26年に公布され、智頭町では、平成31年3月に智頭町空き家等対策計画を策定し、併せ

て智頭町空き家等の適切な管理に関する条例、同施行規則、空き家等解体撤去事業費補助金交付要綱を制定し、令和元年度から特定空き家の対策に積極的に取り組んでいるところであります。

また、空き家の利活用についても、12月の一般質問で答弁させていただいておりますけども、町内事業者と連携し、空き家バンク物件において物件情報の提供の際に基準となる住宅の現状や、改修の必要な箇所の情報整理を進めておりまして、希望者に対し適切なアドバイスができる体制の整備など、できることを積極的に進めているところであります。

議員ご指摘の取組体制ですが、智頭町空き家対策計画の中で庁内体制については、空き家等に関する対策に係る主管課は企画課とし、庁内で組織する委員会は、副町長を委員長として関係各課長を委員とすると。さらに、特定空き家等の判断や相談対応、活用に関する助言等については特定空き家等判定委員、これは町長が任命するわけですが、この任命委員と連携して対応していくと、こういうふうにしておりまして、これまで連絡会を開催したことはまだありませんけども、この組織づくりはきちんとできておりますので、新たにプロジェクトチームを作るという考えはありません。

○議長（大河原昭洋） 波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 組織づくりはきちんとできているということなので、まだ会合、連携はまだできていないとおっしゃっていますが、その部分を急いでしていただき、本当に移住者の方がコロナ過が収まり、この地に住みたいとおっしゃるときにたくさんの空き家、すぐ住めるおうちができることを強く望みます。

最後の質問に移ります。昨年の秋に行われた智頭小学校の発表会で、5年生が森林を生かしたフィールドアスレチック公園について発表してくれました。このアイデアを取り入れ、計画をされるお考えはないか、町長お答えください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 私も、その11月28日に開催された学習発表会を見ました。各学年が1年から6年まで一丸となって、それぞれの工夫を凝らしたいろいろな学習の成果を発表しておりました。

その中で、お尋ねの5年生の発表、総合的な学習で学んだ智頭町の林業を中心に、智頭町をもっと盛り上げるための5つの提案がありました。その5つの中の1つが「グリーンガーデン」と名づけられた観光スポットでありました。智頭町

の山林を生かした山のリゾート構想で、ホテルやジビエ料理を提供するレストラン、それから智頭の木材で作ったフィールドアスレチックなど、子どもが遊べる施設を整備して、お客さんを呼び込みたいというような、いろんな細部までよくよく考えられた提案でありました。

実現するにはいろんなハードルがあって、事業化することはすぐすぐはできないというふうに考えていますけども、子どもたちが将来の智頭町のために、これまで学習したことを発展的に提案してくれたことは、大変うれしく思っております。

今、この5つの提案のうち1つだけなんですけども、5つがそれぞれすばらしい提案だったというふうに思っています。ですので、この5年生が企画提案したことはすぐどうこうという話しではなくて、できればこの3年後に中学2年生になったときに、中学生版の百人委員会の中で3年間温めてきたことを、この5つの中でこの5年生の皆さんがどれを取って、どれを提案してくれるのかというような思いを強く持っております。それを3年間楽しみにしたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 町長のお答えを本当にうれしくお聞きしました。今は小中学校において地域学習を取り入れ、児童生徒が自分が暮らすまちを考える機会を作られており、その中で森林が93%の智頭の特色を生かした観光にも役立つプランを考え出してくれました。山の中のフィールドアスレチック、その発表を聞きながら、私も山の中で子どもたち、大人も含め、楽しそうに遊んでいる姿を想像し、わくわくしたことを今も思い出します。

それと、近くに子どもたちが思いっきり遊ばせることのできる公園があったらいいなという声は、保護者の方からよく上がってきます。ちえの森図書館も完成までに15年かかったと聞いています。提案をしてくれた5年生がそこで楽しそうに遊ぶ姿を想像しながら、諦めないでこのプランの実現を夢見ています。

以上で質問を終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、波多恵理子議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とさせていただきます。



散 会 午後 3時49分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和3年3月9日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 河 村 仁 志

智頭町議会議員 大 藤 克 紀